

平成24年度宍粟市議会決算特別委員会会議録（第3日目）

日 時 平成24年9月19日（水曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 会 9月19日 午前9時00分

付託議案

（消防本部）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分

（総合病院）

第 39号議案 平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（会計課）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についての関係部分

（議会事務局・公平委員会事務局・監査委員会事務局）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（産業部・農業委員会）

第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について関係部分

第 40号議案 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員

委員長	木 藤 幹 雄	副委員長	寄 川 靖 宏
委員	東 豊 俊	委員	伊 藤 一 郎
”	高 山 政 信	”	山 下 由 美
”	岡 前 治 生	”	小 林 健 志
”	大 上 正 司	”	西 本 諭

出席説明員

(消防本部)

消 防 長	幸 島 幸 博	次 長	桑 垣 繁 伸
総 務 課 長	竹 尾 友 宏	総 務 課 副 課 長	植 田 敏 明
予 防 課 長	日 下 誠 人	消 防 課 長	北 脇 輝 昭
救 急 救 助 課 長	内 海 一 義	一 宮 分 署 長	小 畑 雅 臣

(総合病院)

事 務 部 長	広 本 栄 三	次 長 兼 総 務 課 長	大 島 照 雄
総 務 課 副 課 長	牛 谷 宗 明	係 長	山 根 真 人
係 長	吉 田 順 子	医 事 課 長	後 藤 一 三
医 事 課 副 課 長	木 原 伸 司	係 長	村 上 正 樹

(会計課)

会 計 管 理 者	杉 尾 克	会 計 課 長	名 畑 浩 一
-----------	-------	---------	---------

(議会事務局)

事 務 局 長	中 村 司	次 長	長 榎 谷 米 男
課 長	宮 崎 一 也		

(産業部)

部 長	前 川 計 雄	次 長	長 前 田 正 明
農 業 振 興 課 長	山 石 俊 一	農 業 振 興 課 副 課 長	中 村 仁 志
係 長	朱 山 和 成	森 づ くり 課 長	山 田 優
森 づ くり 課 副 課 長	坂 口 知 巳	商 工 労 政 課 係 長	大 砂 正 則

(農業委員会)

事 務 局 長 藤 原 卓 郎

[一宮市民局]

地 域 振 興 課 長 中 務 久 志

[波賀市民局]

地 域 振 興 課 長 富 田 健 次

[千種市民局]

副 局 長 兼 地 域 振 興 課 長 立 花 時 男

事務局

事 務 局 長	中 村 司	事 務 局 次 長	榎 谷 米 男
主 幹	清 水 圭 子	主 査	原 田 涉

(午前 9時00分 開議)

○木藤委員長 おはようございます。連日の委員会審査、御苦勞さんでございませう。

寄川副委員長より、遅刻する旨の通知を受けておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひませう。

また、消防長以下、幹部署員の皆さん御苦勞さんでございませう。

それでは、消防本部の説明に入る前に、説明職員の方にお願ひをいたします。

説明職員の説明及び答弁は自席でお願ひします。着席したままでお願ひします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。事務局よりマイクの操作をしますので、赤いランプが点灯したら発言してください。

それでは、消防本部に係る審査を始めませう。

決算に係る全般的な状況についても、含めて説明をお願ひします。

第29号議案、よろしくお願ひします。

消防長。

○幸島消防長 おはようございます。議員の皆様にはお忙しい中、大変御苦勞さまです。

本日は第29号議案平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、消防本部の決算等の概要について説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1ページよりごらんいただきたいと思ひませう。

まず、歳入状況についてでございますが、平成23年度消防本部歳入執行状況は、予算額7,267万8,000円で、収入額は7,326万9,825円となっております。

主な収入としましては、緊急消防援助隊設備整備補助金1,096万3,000円、中国自動車道救急業務委託金621万9,990円、兵庫県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会雑入559万4,136円、兵庫県消防防災航空隊派遣助成金128万2,142円、鳥ヶ虬・笠杉トンネル非常警報盤管理業務委託金82万7,400円及び合併特例事業債5,110万円、消防施設整備事業債650万円がございませう。

また、平成22年度の収入額835万5,832円から平成23年度は6,491万3,993円の増額となっておりますが、その要因としましては、水槽つき消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を整備したことによりませう、合併特例事業債並びに消防施設整備事業債、緊急消防援助隊施設整備補助金、兵庫県消防防災航空ヘリコプター運航連絡協議会雑入などの増額によるものでございませう。

次に、歳出状況につきましては、常備消防費が予算額 5 億 4,318 万 1,000 円、執行額 5 億 3,847 万 49 円、不用額 471 万 951 円で、執行率は 99.1% となっております。

このうち人件費関係を除いた常備消防費の執行状況は予算額 4,779 万 8,000 円、執行額 4,631 万 4,353 円、不用額 148 万 3,647 円で、執行率は 96.9% となっております。

また消防施設費につきましては、予算額 7,136 万 6,000 円、執行額 7,133 万 6,100 円、不用額 2 万 9,900 円で、執行率は 99.9% となっております。これは消防本部の備品として水槽つき消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車を整備したことによるものでございます。

このほか災害救助費として東日本大震災に伴います緊急消防援助隊関連で 31 万 7,190 円を執行及び緊急総合経済対策交付金事業費としまして、消防施設並びに備品の修繕で 71 万 2,425 円を執行いたしております。

歳出の状況を人件費を除いた消防費を前年度決算と比較しますと、平成 23 年度は 1 億 1,765 万 453 円であり、平成 22 年度の 6,232 万 5,469 円より 5,532 万 4,984 円の増額となっております。これにつきましては、平成 23 年度は備品として車両 2 台を更新したことが要因となっております。

不用額の大きなものとしましては常備消防費の旅費及び委託料と災害復旧費の工事請負費がでございます。旅費につきましては救急救命士課程の宿泊日数が変更になったこと、また委託料につきましてはクレーン車運転業務委託料が減額になったことが要因となっております。

災害復旧費につきましては千種出張所ののり面復旧工事に伴うもので、繰越明許となっております。

また、歳入未済額、不納欠損額はございません。

次に、平成 23 年度中の消防本部の主な契約につきましては、高機能消防指令センター保守管理委託に 365 万 4,000 円、発信器表示システム提供に関する契約に 145 万 5,804 円、クレーン車高速委託に 99 万 7,500 円、水槽つき消防ポンプ自動車購入に 4,861 万 5,000 円、高規格救急自動車購入に 2,270 万 1,000 円等がでございます。

続いて、3 ページをごらんいただきたいと思います。

平成 23 年度消防本部主要事業に係ります成果について説明をさせていただきます。

まず、水槽つき消防ポンプ自動車購入事業につきましては、老朽化によりエンジンの出力が低下している水槽つき消防ポンプ自動車を更新させていただいた結果、積載器具の軽量化と最新装備の導入により火災出動に万全を期しております。また、四輪駆動を採用していただいたことにより、冬季の安全出動に期待をいたしております。

ます。

次に、普通救命講習、応急手当講習事業につきましては、市民に対しAEDを含めた救急処置法を講習することにより、救急患者の救命率の向上を目指し、市民を対象に普通救命講習、応急手当講習を積極的に実施しました結果、受講者数は目標を達成できませんでしたが、実施回数は目標を上回っております。

次に、高規格救急自動車購入事業につきましては、老朽化により救急患者搬送に支障のおそれのある高規格救急車を更新させていただいた結果、最新の医療機器を装備することができ、救急活動に万全を期しております。なお、昨年12月に更新以降、既に出動回数が500件を超えております。

次に、住宅用火災警報器設置推進事業につきましては、住宅用火災警報器を市内各戸に設置していただくことにより、火災によります被害の軽減を目指し、平成18年度から設置推進を継続し、平成23年12月の段階で設置率は69.7%でございます。今後もさらに推進を継続してまいります。

次に、自主防災組織訓練指導事業につきましては、自主防災組織に訓練指導を実施することにより、地域の防災力の向上を目指し、各自主防災組織に対し初期消火訓練、自然災害対策訓練等を実施しました結果、平成23年度の実績は21団体1,878人の市民の参加がございました。

また、参考資料としまして6ページ以降に平成23年度消防本部歳入状況、平成23年度消防本部歳出執行状況、住宅用火災警報器の設置促進状況、自主防災組織訓練実施状況、年度別普通救命講習実施状況、平成23年度応急手当等実施状況、その他の施策等の一覧表を添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○木藤委員長 消防本部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

岡前委員。

○岡前委員 水槽つき消防ポンプ自動車なんですけど、これはその運用状況というのか、については普通の消防車と同じような対応になっているんですか。火災が起これたらその水槽つきのポンプ自動車も出動するというふうな体制になっとんか、それとも特殊なときに出动していくようなことになっとんか、そのあたり運用状況をちょっと教えてください。

○木藤委員長 答弁。消防長。

○幸島消防長 お答えします。水槽つき消防ポンプ自動車につきましても通常の消防車と同じ扱いでございます。山崎といいますか、本部に設置をいたしておりますので、本部の出動に関しましてはタンク車とそれから普通の消防車2台が同時出動という形で、ポンプ車につきましても水を積んでおりますので火点直近という形で出動させます。それから後発のポンプ自動車はそのタンク車に水を送り込むという形で消火作業を行うという形をとっております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 購入される時なんかの話は委員会でお聞きしたんやけども、実際に、結局水槽がついとる、1.5トンというのはそんなに長いこともつ量やないと思うんですけども、まあでもその水を出すまでの速度というのは従来と比べたら相当早く対応できるということにはなっとうわけですね。

○木藤委員長 消防長。

○幸島消防長 そのとおりです。火点直近しますので、現場についてホースを伸ばし次第水が出せるということで、相当時間短縮になると思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それとあともう1つ気になるのが、火災の警報器についても委員会で報告は受けておるんですけども、今現在法律上は義務づけされとる段階にあると思うんですけども、それでも兵庫県下の設置率やとか全国の設置率よりも低いというふうなことなんですけども、旧町ごとの設置率というのはつかんでおられますか。

○木藤委員長 答弁。予防課長。

○日下予防課長 旧町ごとの設置率につきましては把握はいたしておりません。先ほど宍粟市の設置率が兵庫県の平均に比べて低いというお話でしたが、兵庫県で72.1%、宍粟市で69.7%、若干低い数字とはなっておりますけれども、今後の努力目標といたしまして、さらに促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 以前報告いただいたときに旧町ごとののがあって、恐らく僕の記憶では波賀町が断トツで高かったと思うんですよ。それでそれというのはやっぱり波賀町では消防団員が各家庭を訪問して、まだ義務づけになる前ですけども、これからは義務づけになりますのでということで、1軒1軒、いや、こんなんがありますからということであっせんして、ずっと訪問していただいたときに、うちとこなんかも頼

んだんやけども、やっぱりそういうふうな対応を、まあ特殊な、9ページに書いておられるような、特に優先順位が高い高齢者世帯とか、そういう部分については当然消防本部のほうでも進めてもらう、障害者の対応とかも含めてということは大事やと思うんですけれども、やっぱり今からの設置率を高めていこうと思ったらどの家についてどの家についていないというところをやっぱり地図上で塗りつぶしていくような、住宅地図で、というふうなことをして、設置率を高めていかなんだら、恐らく意識のあるところなんかはもうほとんど普及しとると思うんですよ、7割程度になったらね。だから、あとの3割をどう引き上げていくかというところが課題になってくると思うので、やっぱり消防団、地域に密着している消防団とやっぱり連携するということと、ここに2例書いてあるように、こういうことで助かった人があるんですよということもPRはしていただいとうと思うんやけども、やっぱりそういうことがもっと必要かなと思うんですけどね。

○木藤委員長 答弁。 予防課長。

○日下予防課長 消防団との連携でございます。これにつきましては御指摘のとおり今後の課題として消防団との連携をさらに強化して共同購入等の形で検討をしてみたいと考えております。

それとさらなる設置促進でございます。さらに促進するために、おっしゃいましたとおり、住宅地図を塗り潰すというのも一つの大きな手法の一つであろうと考えております。そういったことを考えてさらに促進を図ってまいりたいと思います。

それと9ページに記載させていただいております、2の1の設置促進についてでございますが、この9月に聴覚障害者のお宅に火災警報器を取りつけることが決定いたしましたして、現在その作業を進めております。

以上でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それだから旧町ごとというのか、山崎なんかも含めて、中学校区単位とか、やっぱりそういうエリアを一定狭めて、どれぐらいの設置率かみたいなことをやっぱり把握していかなんだら、なかなかこれから全世帯基本的には設置を目指していかなあかん問題やと思うので、やっぱり細かい対応が必要になってくると思うんです。これらの対応をしていただけたらなと思います。

それともう一つ、この23年度は東日本大震災が起こったんですけれども、やっぱりその後、いろいろとテレビなんかの報道でも宍粟市からも救助も含めて応援、派遣されたりとか、あと自衛隊員とか警察官とか、行方不明者の捜索とか、そういう

ことに当たった方なんかはPTSDの症状に悩まされたりとかというふうなことが実際にあってというふうな報道もあったと思うんですけども、だから、僕らの感覚から言ったら結構、変な話かもしれませんが、そういうふうな現場にはある程度なれておられるのかなというふうな意識を持って、ある意味での専門家として見ておったんですけども、余りにも通常では体験できないような惨状を経験することによって、そういう専門家的な救急隊員とか自衛隊員とか警察官なんかでもそういう症状が出るというふうなことで、その対応も専門機関で行っているというふうなことがあったんですけども、そういうことなんかも、要は体制はとれているんですかね。

○木藤委員長 答弁。次長。

○桑垣次長 ただいまの御質問でございますが、東日本大震災に関しましては兵庫県隊として応援に行きましたが、それほどひどい現場には行かなかったということで、特に隊員からはそういうふうなことは聞いておりません。ただ、消防本部のほうも安全衛生委員会というような組織を設けまして、そういったメンタルヘルス面の講習等も年に1回、2年に1回、そういうようなペースでやっております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いいです。

○木藤委員長 ほかに。東委員。

○東委員 2点ほどお聞きしますけども、1点目は予算委員会でも申し上げたことがあるんですけども、消防本部の人員についてです。23年度は終わりましたけども、23年度が終わって、人員的に支障といいますか、不自由とかそんなものはなかったのかどうか、まず1点目。

○木藤委員長 答弁。消防本部消防長。

○幸島消防長 これ、毎回同じ話をさせていただいておるんですけども、一応宍粟市消防本部現在71名の職員をいただいておりますけれども、これプラス1名の臨職も来ていただいております。合計72名になるんですけども、消防力の基準といいますか、指針でいきますと123名という話もさせていただいたと思うんですけども、充足しているかどうかと言われたら非常に苦しいですけども、与えられた人員でしっかりとやっていくという形で進めております。

以上です。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 済んだことは、決算のことなのでそこまでにしたいと思います。

次、このいただきました資料で7ページのことでちょっとお聞きしますけども、1点目は、この7ページの1点目は中ほどに役務費の下に委託料というのがありますね。23年度執行額が590万何がしと、これがありますけど、これは2ページに挙がっています高機能消防指令センター保守管理業務とか、それからクレーン車高速委託とか、この辺とあと何かによるものですか。

○木藤委員長 答弁。総務課長。

○竹尾総務課長 失礼します。この主な契約のほかには救命士の病院実習等の委託も含まれております。

以上です。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 わかりました。じゃ、もう1点になるんですけども、同じ7ページの下ほどに消防施設費があって、旅費、それから備品購入費があります。この備品購入費7,100万何がしなんですけど、この備品購入費、13ページに、最後のページに、主な備品購入ということで水槽つき消防ポンプ、消防長から説明いただきましたけど、これが主な備品購入ということで5点挙がっていますけども、この備品購入この5点で大体もう不自由がなくなりましたかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○木藤委員長 答弁。消防本部消防長。

○幸島消防長 車両につきましては整備計画というのを立てておまして、その整備計画に沿いながら一応整備させていただいております。昨年から言いますと、救助工作車がそろそろ更新時期に入るとんですけども、それを外しますと、おおむね購入をさせていただいたというふうに考えております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 あと、これがないのでちょっと不自由しているというようなことはありませんか。

○木藤委員長 答弁。消防本部消防長。

○幸島消防長 前々から言っていることなんですけども、やはりはしご車というのはやっぱり一応法的にも必要やということが言われておりますので、整備していただきたいということはお願いはしているんですけども、車だけ購入していただいてもなかなか操作できない、操作要員も要るということで、かなりの人員増も考えられますので、今のところ非常に難しい問題として扱っております。

以上です。

○木藤委員長 ほかにございますか。小林委員。

○小林委員 2ページのクレーン車のこれ99万7,500円、これまでに、どないいうんか、活動したことがあるんかいね。

○木藤委員長 答弁。消防本部消防長。

○幸島消防長 過去に1度、実際の火災で出動したことがございます。

○小林委員 何年前ぐらいになる。いや、わからんならよろしいよ。

○幸島消防長 恐らく25年ほど前の昔の話です。

○小林委員 それまで毎年100万近い金を支払いしよんですね。今、消防長が話しされていまして、今度広域になってどうしてもはしご車が必要になると思うんですけども、これほんまにちょっと考えないかんと思いますので、なかったらこれまた困るしね、どんなことも起きるやわからんで。わかりました。

あと救急車のいわゆる救急患者が出たときに非常に現地、患者さんの家に着いてから出るのがやっぱり長いですよ。それを毎回決算委員会なり予算委員会にもお話をさせてもらいよんやけど、きょうやったらきょう、いわゆる仮にその頭の、脳のほうとか心臓とかけがとか、そういうような形でもし患者が出たときにどこの病院に行くんやというように、そういう把握をしといてもろうたらすぐそっちに行けるんやないかということのを毎回言うんですけど、まあ、できてみなわからんがいなというような話と思うんですけども、非常に倒れられた、何で倒れられたかわからんというような形から病院も選ばないかんということで非常に難しい、病院とのタイアップが難しいと思うんですけど、長いときやったら30分とまっとうね。救急車というのは我々から考えると早く走って早く送るというその自動車だと思うんですよ。それがどうしてもその現地で30分ぐらいおって、何しよんどや言うたら、いや行くところがわからんらしいがいなと、それでそれから連絡とるというふうなことが非常に多く見られよんでね。また、市民の皆さんからもその苦情が多いんですよ。で、その苦情が結局総合病院に当たりばちやいうんか、総合病院がしっかりせん、総合病院いうと医師がおらんから診る人がおらんのやと、何の総合病院どやいと、それが結構その隣の町の佐用へ行かれる方が多かったりして、病院とタイアップしてやってもらわないかんと思うんやけど、その把握が、毎日そういうふうな形でできんもんかいなというのを、予算委員会、決算委員会、毎年この話はしているんですけど、その辺どないですか。

○木藤委員長 答弁。消防本部消防長。

○幸島消防長 病院の手配につきましては毎日ですけれども、ちゃんとやっております。

す。だから、今言われたような形で、病院はもし脳であればこの病院、外科であればこの病院ということで把握をしとんどすけども、必ず病院へ行く前に救命士から病院へ状態を入れてくださいとなっとなつて。それを病院に入れますとその病態によって朝は診られるというふうになつたとしても、もう今現在はベッド満床ですとか、すごく状況がいろいろ変わりますので朝は受け入れ可能ですよ、ところが電話したときにはもうベッド満床で受け入れられませんとか、そういう状況では受け入れられませんとかいう形で断られることが非常に多いんです。そういったことでなかなかその病院が手配できないのがそういうところにあると思うんです。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 救急治療をやっているところは救急治療用のベッドがあるやろう。そこがいっぱいになるというのは考えられんやけどね。入院患者のベッドがいっぱいになるというのはわかるんやけど、救急の関係で、よう病院ちょこちょこお世話になるんで行くんやけど、結構ようあいていますよね。で、そこで一遍病院へ連れて行って、そこで診ていただいてから、また今度、本当に入院するなら搬送をしていただいたらええなと思うんやけど、それが何で把握ができんかなと思うて、我々、素人考えでは非常にこの、どないいうんか、不安いうんか、何が起きるやわからんと、もうほんまそれを一番に思うんですよ。

○木藤委員長 答弁。消防本部消防長。

○幸島消防長 消防本部の指令台という装置があるんですけども、その中に医療システムという形で各病院から常に情報が入ってきているんです。その情報の中に受け入れ可能であれば丸が入ったりとか、受け入れ可能でなければペケであったりというのが全部入ってきていますので、それを見れば一目瞭然でとれる病院がわかるんです。ところが、その病院へ電話しますと、朝はとれましたけど、今はあきませんとかいう形が非常に多いんです。それで。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 その1カ所だけ、もうここやでというんじゃなしに、きょうは3カ所あるわ、きょうは4カ所あるわぐらいなね、押さえ方ができとんやないかと思うんでね。何でそういうことを言うかというのと、この間ね、たまたまお寺さんで盆踊りがあって、おばさんがぽてんと倒れられて、どこへ行くんやいうたら、ほんなら救急車すぐ来たんですわ。まあ、それは何もかもやめて、それでもうそのおばさん救急車に乗せて行ったらええけど、今からまだ盆踊りお寺さんがどんどんやってくださいよいうて言われるのだから、まだ救急車がずっととまっとなつて。30分ぐらい

大方とまっと思った思うんやね。それで土曜日の晩やったかね、とか日曜日とかいうのは特にそういうことがあるかと思うんですけど、もうほんまにできることなら、この広域化になったり、それからこの西播地区なり姫路も含めて、もう救急の場合には何があってもどこどこにすぐ行けるんやというの、遠いのはもう仕方ないですけどね。そういうことをやっぱりちょっとしてもらいたいなというふうに思いますので、市民はもう願っていますので、これお願いして終わりますけど。

○木藤委員長 ほかにございますか。西本委員。

○西本委員 ちょっとお聞きしますけれども、A E D、救急で出動されたときに、23年度で結構ですけども、A E Dで蘇生のやっておったという事例は何件かありますか。

○木藤委員長 答弁。救急救助課長。

○内海救急救助課長 救急救助課の内海でございます。よろしく申し上げます。

23年につきましては5症例ほどありまして、そのうち1症例が社会復帰されております。

以上です。

○木藤委員長 西本委員。

○西本委員 結構です。

○木藤委員長 ほかに。山下委員。

○山下委員 この9ページの住宅用火災警報器、聴覚障害者対策の件なんですけれども、先ほども説明して下さったんですけれども、実際に聴覚障害者で障害者手帳を持っておられて、それでかつ生活保護を受給されている世帯というたら、対象者はどのぐらいになっているんでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。消防本部予防課長。

○日下予防課長 お答えします。市内でお一人でございました。

以上です。

○木藤委員長 よろしい。ほかに。高山委員。

○高山委員 資料の5ページ、自主防災組織の訓練の状況なんですけれども、22年度、23年度、比較をさせていただいたら、参加人数は多くなっております。21年の当市を襲いました災害、また東日本の大きな地震、津波等による災害等によって、防災意識がかなり向上してきておるといふあらわれなんですけれども、この中で考えられるその団体数が15団体減っておるといふことなんですけれども、それぞれ防災組織、自治会長さんが陣頭指揮をとられたりするケースもあろうかと思うんですけど、

この15団体減ったという要因というのはどういったことなのかなと。もう少し団体数がふえればこの参加人数もふえるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。一宮分署長。

○小畑一宮分署長 自主防災組織の指導、育成を担当させていただいております、一宮分署の小畑です。

現在、実態といいますか、自主防災組織が市内には156団体ございます。これは全ての自治会が組織をしているわけですがけれども、消防本部に要請がございます指導員派遣申請というのに基づきまして指導に行くわけですが、件数的には非常に少ないんですが、またふれあいミーティングとか、それから自主的に訓練されている団体、自治会の方もございます。団体数の数は自主防災組織として指導員を消防本部に派遣申請した数でございます。

○木藤委員長 答弁。消防本部消防長。

○幸島消防長 先ほどの答弁と同じような内容になるんですけども、各地区には各消防団がおられます。各消防団が放水訓練等を自治会で訓練されると、こういった件数についてはこれ入っておりません。あくまでも消防本部の職員が指導に行った分だけの数が入っておりますので、団体数としてはちょっと減っているのかなというふうに考えております。

それから、最近、最近というか、ずっと各地区ごと、大きな町であったりとか地区であったりとか、大きな形で訓練をされる場合がありますので、件数自体は減っていますけども、参加人員がふえているというような形になるのではないかと考えております。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 この数字からいけば人数は確かに多くなっているし、先ほど消防長のほうから聞きまして、消防職員が派遣して行ったという回数だと思うんですけども、特にことしあたりは・・・災害が少なかったということでありがたいことなんですけれども、今後において、いつ想定外の災害も予想されますので、そういったことを啓蒙していただくということをお願いして終わります。

○木藤委員長 ほかにございますか。

ないようでございますので、これで質疑は終了します。

これで消防本部に対する審査は終了します。

消防長以下、幹部署員の方御苦労さんでございました。

部局の入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前 9時35分休憩

午前 9時40分再開

○木藤委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開いたします。

広本事務部長以下、幹部職員の方、御苦勞さんでございます。

総合病院の説明に入る前に、説明職員の方をお願いをします。

説明職員の説明及び答弁は自席でお願いします。着席したままでお願いします。

どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得てから発言をしてください。事務局よりマイクの操作をしますので、前の赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、総合病院に関する審査を始めます。

決算に係る全般的な状況についても、含めて説明をお願いします。

議案第39号、広本事務部長。

○広本事務部長 失礼します。議員さんには連日審査御苦勞さまでございます。

それでは、総合病院の関係の決算の報告をさせていただきます。

お手元の特別会計決算書の218ページに宍粟市の病院事業報告書をつけさせていただいておりますので、それに沿って簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、ここに書いておりますように、総合病院の概要、総括事項ということで挙げておるわけなんです、公立宍粟総合病院の基本理念として地域の皆さんから信頼されて親しまれる病院づくりというのを、新しく院長になられてからこの間、その理念に沿ってやってきました。地域の人たちが安心してかかっていただけというような病院づくりを目指しているわけなんです、やはり整形であるとか眼科であるとか、そこら辺の医師の、できていない部分、そこらの招聘もやってきたんですが、なかなか非常に難しい、医師の招聘ができなかったというような現状でございます。ただ、何とか医師を現状維持で確保できたというような、そんな年でございます。全国的な医師不足の影響ということで、非常にまた厳しい状態が続いておるんですが、もう少し時間がかかるかなというような感じしております。

次、23年度の主な成果としましては、兵庫医大から2年目の研修医を受け入れをしました。8名の方を受け入れをしたわけなんです、やはりうちの病院というの

を医師にわかっていただくということが一番大事でございますので、これから医師で専門的な道を進まれる若いお医者さん、研修医の方に病院も理解していただいて、やはりうちの病院にも来ていいかな、また同じような学生にもこういう病院であるというようなことを広くPRできる体制づくりという形でこれも一定成果があったのかなというふうに考えております。

また、9月には基幹型臨床研修病院の指定を受けることができました。全国で1,021病院がこの基幹型の研修ということで医師の募集を23年度はされております。県内では51病院がされたということでございます。ただ、その募集の中でもそれぞれの病院が何名欲しいというような条件も出されておりましたが、1万550人の募集をされたわけなんです、そのうち8,225人という学生のマッチングの申し出でございましたので、やはりこの研修病院になっても、その中でもやはりこの病院に来られなかった、医師を、研修医を呼び込めなかった病院がかなりあったと、そんな状況でございます。

それから、11月には日本病院機能評価機構のバージョン6の認定を受けております。全国で8,580病院あるわけなんです、そのうち2,424病院が認定を受けております。ということで、非常に全国の中でもこの認定を受けることは非常に病院の評価につながっているというような状況でございます。職員一同、病院としての機能をほかの病院にも負けないような病院にしようという思いで取り組んでおります。一定、この更新をできたということで、これも大きな成果だったのかなというふうにとらえております。

それから、次、事業の概要でございます。まず、常勤医師の負担を軽減するという取り組みもしておるわけなんです、医師の事務作業補助員の配置であるとか、宿日直の業務の負担を減らすための非常勤医師の確保ということで、例年29人程度の非常勤医師であったんですが、34名ということで、非常勤医師もふやして医師の負担軽減を図っております。

それから、看護師についても非常に不足をしておりまして、やはり今まででしたら40歳の募集年齢だったのですが、これを54歳まで引き上げました。それから年1回、2回の募集だったのが、常時募集をするというような体制もとらせていただきました。それから、看護師の負担を軽減するために看護補助員を11名から17名に増員したということで、やはり看護師さんの業務を軽減をするというような体制をとらないと、やはり看護師さんも次々やめる状態も出てきますので、そういうような体制もとっております。

それから、機械整備等につきましては例年機械の更新をやっているわけなんです
が、23年度についてはCTを初めとした老朽した機械の更新、また産婦人科の高周
波手術装置などの導入等々、新しく導入をして充実をさせていただいております。

それから、建設改良工事の関係では感染症対策ということで、一時インフルエン
ザが非常にはやったわけなんです、新しくそういうような菌を持っておられる方
を病院の中に入れないという体制も急務でございましたので、感染症外来をできる
事業に取り組んでおります。

それから、外壁の改修工事ということで、南館が非常に老朽して外壁のタイルが
はがれ落ちたというようなこともございまして、南館の西側と北側について外壁工
事を実施をしております。

また、新生児室も非常に狭くなっておりまして、新生児が生まれて中で足の踏み
場もないような状況になっておりましたので、新生児室を一部広げるといような
工事もやっております。

また、電話関係も非常に臨時の先生もふえた関係もございまして、電話自体も子
機自体が足らなくなるような状況もありましたので、そういう工事も実施をさせて
いただきました。

それから、患者数の、次、状況でございますが、入院の関係で昨年と比べて4.8
人、1日当たり入院患者数が減っております。1日平均患者数が144人というこ
とでございます。入院のほうでは外科、整形外科、泌尿器科の患者さんが減っている
というような状況でございます。

病床利用率については70.2%ということで、昨年から2.6%減となっております。
特に11月、12月というのが患者さんが特に少ない状態でございます。11月は59.5%、
12月が60.3%というような状態でございますので、これが例年どおりであれば昨
年の状態というんですか、22年度の状態と同じような73%をクリアできとったのか
なというような思いもあるわけなんです、特に11月、12月の影響が響いております。

外来については1日平均患者数が434.3人という状態になっております。その前
年と比べて1日当たり7.3人の減ということになっております。外来患者数につ
いてはほぼ430人程度が目標としておりますので、この程度の外来患者数が今の人員
では適切かなというような感じで思っております。

次、分娩件数なんです、467件ということで、前年度450件より17件増加してい
るということでございます。この分娩については半数が宍粟市内の子供さんであっ

て、あと半分については近隣、または里帰り出産というような状況になっている状況でございます。

次、経理の状況でございます。入院患者数、外来とも減となった結果で収益的には大きくマイナスがふえているわけなんです、医業収益と医業外収益を足した病院事業収益全体で34億6,419万4,000円ということで、前年度より7,156万8,000円収益が少なくなっております。

また、医業費用と医業外費用ということで、病院事業の費用ですね、病院の経費のほうの総合計で37億2,105万9,000円ということになっております。前年より5,747万7,000円経費のほうが逆にふえている状況でございます。この経費の増につきましては財務体系、財務システムであるとか、人事給与システムを新しく入れさせていただいたということで、そういう対応もさせていただいたこととか、やはり年々機種を、新しい高性能機器を入れておりますので、保守の委託料の増加であるとか、また病院職員の共済組合の負担率の上昇、減価償却率の増と、そういうような影響もでございます。

差し引きで2兆5,686万5,000円マイナスということになっております。前年より1億2,904万5,000円赤字幅がふえておるという状況でございます。

資本的収支につきましては、収入では企業債、また繰入金、補助金で4億7,922万6,000円となっております。支出のほうについてはCTなどの機械の更新をさせていただきました。また産婦人科の高周波手術装置などの機械設備、また先ほど言いました感染症対策の感染外来の整備、外壁修理等々でございます。また、医師、看護師の奨学金もそれぞれ1名ずつ23年度は貸し付けをしております。そういうことで、支出のほうで6億4,619万5,000円ということで、差し引き1億6,696万9,000円の赤字になっております。

この不足額につきましては内部留保資金で補填をさせていただいております。1億755万1,000円を取り崩しをしております。

残務として今の内部留保資金については7億3,444万円が内部留保資金になっておるという状態でございます。

22年度についてはこの内部留保資金については取り崩しをせずに2,957万積み立てができたというような状態でございます。非常に23年度は厳しい状態になったということでございます。

以上、簡単ですが、御報告にかえさせていただきます。

○木藤委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

東委員。

○東委員 それでは二、三点お聞きします。

今、事務部長のほうから説明がありましたので大体理解をしました。ただ、これ今回いただいた資料、説明資料にもあるんですけど、それちょっと後回しにして、今この特別会計の215ページ、決算書215ページの損益計算書、これとあわせてなんですけど、きょういただいた資料とあわせてなんですけど、今説明いただいたように、当年度純利益ということでマイナスの2億5,600万ということになっています。これは、この2億5,600万は当然ながら215ページにあります医業外収益の他会計補助金が入ったことなんです。当然これが他会計の補助金が入らなければ、これが1億3,000万ありますから、2億5,000万に1億3,000万を足したら3億8,000万とこうなるわけですね。ですから、その辺はもう言わなくてもいいと思うんですけども、やっぱり今回2億5,600万なんですけども、できたら2億ぐらいにおさまるように努力を願わなきゃいかんなど、いかんかったなど、こう思うんですね。

それで、ただ、収益が、収入がなくても必要なものは要りますよね、病院機器も更新しなきゃいけないし、要るものはどうしても最低限要りますので、そうすると、答えとしてはもう外来、入院がふえるしかないんですけども、非常に今厳しい状況にあるので、まあやむを得んと言ったら言葉はちょっと終わってしまうんですけども、丁寧な診察、それから丁寧な入院生活と、この辺に心がけていただくしかないかなと、こう思いますね。

そこで、あと2点聞きたいんですけども、今の215ページの、前聞いたかもわかりませんが、医業外収益のところのその他の医業外収益、これは何でしたかいな、1,700万の。

○木藤委員長 答弁を求めます。事務部長。

○広本事務部長 1点目言われました2億程度におさえるよう努力すべきという部分、十分私のほうも目標は持ってやらせていただきたいと思います。それで、やはり長く留保資金が、要するに取り崩さなくてもいい病院経営をまずせんとあかんということで目指しておりまして、22年度は逆に3,000万程度積めたんですね。やはりそういう状態が常に悪くてもあるような病院にせなあかんという思いがございました。

特に今の課題は整形の患者さん、特に姫路へ今行っていただいているというところ、それからまた眼科の患者さんが入院できないという部分のところ、この2点が特に大きな課題としてとらえておりまして、整形の先生も一般の業者を使うて面接

もしながらしたんですが、なかなか常勤の先生が見つからないというような状態でございます。今、院長と一緒に神戸大学とか兵庫医大もずっと通ったんですが、なかなか難しいんで、県外の京都大学とか、そういう大学のほうまで足を伸ばそうということで、今そういう教授に会えるように下工作じゃないんですが、そういうような準備もさせていただいているという状態でございます。一匹オオカミで来られる整形の先生をつかもうとしてもなかなか非常に難しいし、またその先生自体がどのような先生かどうかなというようなこともございまして、そういう先生でも来てほしいんですが、現状としてはそういうようなこともございますので、そういうようなところを特に目標を持ってやりたいということで経営改善をやっていきたいなというふうに考えております。

それから2点目についてはちょっと担当のほうから。

○木藤委員長 答弁。事務部長。

○広本事務部長 ちょっと今調べていますので、後で御報告させていただきたいと思えます。

○木藤委員長 後で、後ほど。東委員。

○東委員 また、いつでもいいですから、またわかったら教えてください。

それともう1点、このきょういただいた資料の最後のページになるんですけど、4ページのところでちょっと聞きたいんですけども、確認の意味で聞きたいんですけど、4ページに未収金の状況、窓口収入のありますね。これがこの一覧表になっているんですけども、23年度末未収金、件数が629件で1,000万になっていますね。それで右に24年5月、いわゆる出納閉鎖のときには98件に減って100万に減っていますね。これは、ちょっと教えてほしいんですけど、どういうふうになったのか。

○木藤委員長 答弁を求めます。事務部長。

○広本事務部長 病院会計は3月31日で締めますので、その中に入っておられますのは患者さんであるとか、その外来で月で清算される方とか、そういう方もございまして、その時点で一応出しますと非常に未収金が多くなるんですね。それを順次、普通に入れていただいたら、かなり件数が減るという形で大きな差になっております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 それは大体わかっていったんですけどね。随分差があるなと思ったんで、ちょっと聞いたんですけど、それで未収金、いわゆる出納閉鎖の時点で98件あると、それで金額にすると138万円になるわけですけど、この今どことも、いわゆる税で

も滞納があったり、それから給食費にしても支払われなかったり、それから保育料もだったり、今非常にそういうことが多いんですよ。病院もやっぱりあるわけですよ。どうなんでしょう、もうやっぱり支払えない状況なのかな。それとも、また払うわなんてこと、状態なのか、実情はどうなんですかね。

○木藤委員長 答弁を求めます。医事課長。

○後藤医事課長 今、訪問徴収をさせていただいて、いろいろとお話しさせていただいてんですけども、やはり生活苦のほうでなかなか払えないというのが大半を占めております。その中で高齢の方でしたら、年金月であったりというようなことで、分割でわずかずつでも支払いたいという意思は持ってくさっている方が多いので、非常に年度的に古いものもあるんですが、引き続き訪問させていただいて徴収をしている状況です。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 私、水道のことをよう・・・、水道はもう未払いの人は即給水停止すべきやという言い方をするんですけども、これは反対から言うたら、水が一番生きるに必要なものやからとめてはいけないという人があるんですよ。だけど、一番必要なものだからこそ、そのお金は払わなきゃいけないというのが私の理論なんですけども、この病気に関してはお金がないと診てもらえないではやっぱりおかしいので、やっぱりどうしてもやっぱり診てあげる必要があるんで、ただ、今の話で分割でもとか、何かのときにお支払いがあるということなんで、ちょっとほっとしているんですけども、その辺をうまく調整しながら今後もやっていただきたいなど、こう思います。

終わります。

○木藤委員長 ほかにあります。大上委員。

○大上委員 大上です。よろしくお願いします。

本日いただきました資料のことにつきまして、決算云々じゃないんですけど、ちょっと私理解できないのでお尋ねしたいと思うんですけども、1ページの下段中ほどなんですけども、資金的収入及び支出というところがありまして、その中ほどに平成23年度に制度を新設した医師、看護師等修学資金を医師、看護師各1名に326万1,000円を貸し付けたということがありまして、3ページに一般会計からの繰り入れの推移という表がありまして、その一番下のほうに、その今言いました修学資金の関係の繰り入れが書かれております。繰入額が290万1,000円、それで備考欄に、備考欄というんですか、繰り入れ基準として医師は全額、看護師が2分の1、

まあそのようにありまして、36万ほどは看護師が2分の1になったでかなと思うんですけども、なぜ看護師は全額一般会計から繰り入れんと2分の1しか繰り入れられていないのか、そこらの考え方を聞かせていただきたいなと思いますのと、それから、この表の一番下に米印で医師、看護師等、修学資金に対する補助は繰り入れ基準に基づかない市単独の補助とこうあるわけなんです。この意味をひとつ説明いただきたいなと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。事務部長。

○広本事務部長 この3ページの項目の中で、救急に要する経費のところから下の基礎年金拠出金に係る法的負担に要する経費のところまで、ここについては国が定める繰り入れ基準というのがございまして、これに対しては繰り入れできますよという部分の基準があるんですね。この医師、看護師等の修学資金については市独自の制度でございまして、これについては市の単独の、その交付税とかそういうものじゃなしに、単独の費用の中で補助をしようという制度でございまして、今その市のほうの総務のほうとの話し合いの中で医師については全額繰り入れしましょうと、ただ、看護師については半分病院のほうも負担せいという話し合いの中で半分になったということでございます。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 補助というのは貸し付けというふうに理解していいんですか。

○木藤委員長 事務部長。

○広本事務部長 考え方としては貸し付けなんですね。ただ、一定期間うちの病院で勤務していれば免除規定があるということでゼロになるということなんです。

○木藤委員長 ほかにございますか。岡前委員。

○岡前委員 その内部留保資金について一時期毎年2億ぐらいずっと減って行って、平成21年までそういうペースが続いて、さっきも説明があったように、22年度では逆に積み増しができてというふうなことになって一息ついとどこやと思うんですけども、これからの見通しとして、今年度もまだ上半期終わっていませんけども、どういうふうな最低見通しではいけそうな感じになっとんかなと思ひまして。

○木藤委員長 答弁。事務部長。

○広本事務部長 今年度の患者数はかなり減っておりますので、23年度の繰入金、取り崩しが1億あったんですが、もう少しそれよりふえるだろうというような考え方を今現在は持っております。1億なら1億5,000万ぐらいになるかもしれんなというふうな、ちょっと感じを持っております。

ただ、今後の、その以降ですね、それ以降の見通しとしてはやはりお医者さんを確保するためある程度の投資をせんとあかんと、それから看護師を確保するためにも一定の投資をせんとあかんというような部分がございますので、当面その投資をしている間は取り崩しについてもやはり一定2億程度ぐらいやっぱり覚悟せんとあかんのかなというような思いは持っております。ただ、医師を1名確保できれば何とかそれで1億程度の回収はできますので、入院患者数次第なので、ですから、整形の先生なり、来ていただいたらかなり手術ができますので、そういう部分の業績はかなりアップするのかなと思って、そういう見込みでございます。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 臨床医が2人来られているということを聞きましたので、これは全部、どないいうんか、病院の寮というのか、アパートを借りて生まれとんですか。

ちょうどこの宍粟総合病院と同じぐらいの規模の病院にちょっと視察に行かせていただいて、ベッド数もほとんど一緒、その市も人口もほとんど同じぐらいということで行かせてもろうた。その臨床医が60名来ているんですよね、全国から。その臨床医の住まいを、もうホテルみたいな形の寮を建てて、3LDKで、もうすぐにでもホテルになるわというふうな形のものを建てられて、とにかく大事に置いてくんやというような説明があったんで、そのことを聞いているんですが、ここにでも住めいやというような形じゃなし、やっぱり宝物を扱うような形で大事にしてもらおうというのが一つの考えかなとも思うんです。ただ、何を言いましても医師不足が何もかもにかかわると思うんですが、いわゆる仕事で言うたら、お客さんは物すごくおられると思うんですよ。もう救急車が29号線走って、姫路からまた、たつののほうへ行かれたり、赤穂へ行かれたり、かなりのお客さんというのか、患者さんなんですけども、が流れて、そしてこの総合病院に来られない。これはもう職人がおらんからどうしてもそちらへ行かないかんということで、当然、設備投資はせないかんけども、お客さんは逃がしてしもうて、いわゆる数字の上では赤字ということもこれ出てきとんと思うんよね。だから、1人お医者さんがおられたら、1億の利益を上げるということを聞いていますので、まあ、そういうことからどうしても医師を確保してもらわないかんというのが第一と、それからいわゆる先ほど消防の関係でもあったんですが、救急のいわゆる受け入れですね。それがまあ、非常に難しいと。どこの病院もなかなか1日、毎日把握して、きょうはどことどことどこの病院を確保しているんだが、昼からは先生がいないので入れないとかいうような形で救急車が30分ぐらいとまったりとか、それから搬送に時間がかかったりとか、

そういうことを言いました。できれば総合病院が救急のものの受け入れ先になって、そこから派遣して、ちょっとした治療もできることならやって、そこからいわゆるたらい回しになるかどないかわからんですけども、やっぱりどここの病院に行ってください、どここの病院に行ってくださいというふうな指示もあればいいんじゃないかなと思うんですけどね。これはまあ素人考えで、そんなことできませんということになるかもわからんですけど、それから山崎で、宍粟市内に開業医がおりますわな。その開業医もいわゆる夜であれ、そういうことであれ、きょうは家におりますよ、きょうは出ておりませんとかいうような把握もしていただいて、夜、救急があった場合にはひとつお願いしますというような、そういう扱いのこともできないのかなというふうな、ある病院はそういうこともしております。今のところでしたら、宍粟でしたら開業医のところで見えていただいて、あと総合病院に行きないなと、総合病院に行って、いやこれはちょっとうちでは手に合わんからよそへ行きないう、そういうその順序がね。私が視察を行かせてもろうたのは、とにかくその病院に行って、あとは開業医で診てもらえと。うちは病院はもうベッドがいっぱいやから、あんたは入院さすわけにいかんから、通院したらええから、もう開業医で、どここの開業医に行って、それで診てもらうたらええって、ちょっと順序が総合病院、この宍粟市の病院と違うんですよね、反対なんですよね。やっぱりそういうことも考えていただいたらなと思うんです。まあ、何をすれ、医師不足が原因だと思うんですけども、その医師不足の解消のために宍粟市からいわゆる医者になられた方が何人ぐらい出られとんか、その医師の方に全員とっていいほど声をかけて、何とかおい、助けてくれんやろうかというふうな話もしてもいいんじゃないかと思うんですけどね。御意見がございましたら、これ私の意見で、質問になったかどうかわかりませんが。

○木藤委員長 答弁を求めます。事務部長。

○広本事務部長 今、研修医に来ていただいている方は病院のほうに宿舎がございますので、病院の宿舎に入っております。それで、ただ、正規の先生になっていただいたら、宿舎のほうもかなり老朽化しておりますので、横の鹿沢マンションなりマンションを借り上げて、それを病院の宿舎という形で、今取り扱いをさせていただいております。

それで、まあ研修医の方がたくさんになってくると、今現在は2カ月程度の研修医ということで、最大でも3人から4人という形になっておりますので、今の宿舎で十分なんですけど、例えば今言うように、若い先生が来るとか、それから研修医の数

が今からふえてくるということになると、今の状態ではちょっと難しいので、やはり民間のそういうところを病院として貸し切るんじゃないんですが、建てるか、現実には貸し切るほうがいいと思うんですが、そういう形をとらせていただきたいなという考え方は持っております。

それから、やはり先ほど言われたように、今現在うちのほうも設備投資はしているが医師の不足で現実には赤字が出ていると、その状態はもうまさしくそのとおりなんですが、宍粟市内の出身の方、私リストをつくっとんですが、四十、その御夫婦も合わせてね、結婚された夫婦も合わせて、43人ほどのリストをつくらせていただいています。それで、うちの足りないところの先生、分野の先生には個別に私も電話を入れさせていただきました。なかなか、やはり内科でも今项目的には、診療が10以上の専門医があるんですね。循環器であるとか、心臓であるとか、そういうような部分の中で、やはり宍粟市内の内科の先生なんかでもやはり専門的な分野を目指されている先生が多いということで、うちの病院へ来て総合的な診療をする分野じゃなしに、やはり専門の病院で、その箇所だけを診る先生がかなりいらっしゃるんですね。ですから、非常に、ここにも書かせてもらったんですが、いや、どこに今度アメリカへ行って、勉強しに行こうと思っとんやとか、その専門的なところをもっと極めたいんやとか、そういう先生が非常に多くて、今現在うちが必要とする内科の先生等についてはちょっと該当者がなかったというんですか、そういうような状態でございました。また、整形関係の先生も宍粟市から整形を目指されている先生が非常に少なくて、1人ぐらいだったんですかね。それでその先生も今はそういうふうに、どないいうんですか、リハビリじゃないんですが、そういうような、もう既に手術とかそういうことはやらない分野の先生になっておられるというようなことでもございました。そういうことで、非常にちょっと、そういうようなことでもございまして、逆にいろんな情報をうちのほうも欲しい状態でもございますので、そういう情報も職員の方にも言うて情報をもったりして、そのときに声をかけている状態もつくっておりますので、また議員さんのほうからもそういう情報がございましたら、一報を入れていただいたら非常にありがたいかなというふうに考えております。

それから、やはり今の状況として医師がたくさんになれば今御提案していただいたうちの病院からほかのところへ発信するような形もできんことはないと思うんですが、なかなか現状の体制では救急の受け入れは難しいというのは、やはり常勤の先生が19人であって、そのうち女性の整形の先生3人は別個で24時間体制で受け入

れはしていただいておりますし、それから院長や60以上を超えた先生についてはそういう当番の負担も今外させていただいていると、それから女性の先生はそういう当直も外しないとやっぱり家庭もございます。そういう先生への配慮もやっていくと、非常に今おられる先生も少ないと、その部分をカバーするのに臨時の先生を神戸のほうから当直に来ていただいたりしておりますので、そういう中で非常勤の先生、30人余り来ていただいていると、その先生らも平日とそれから夜間とか、日祭日に振り分けもさせていただいておりますので、なかなか複数体制で診療をするということがなかなか難しいということになりますので、今の現在のとおり、例えば小児科の救急があっても診えにくかったり、また整形の先生のとときにほかの診療、ほかの救急で入られても診えにくかったりとかいうのが、非常にそういう部分で市民の方には御迷惑をかけとうというような状態でございます。それも含めてやはり医師数をふやさんとあかんという大きな課題、それが全てではないかなというふうに考えております。

○木藤委員長 小林委員。

○小林委員 今宍粟総合病院でこの科の医師がおられたら今赤字が3億ほどあるなら、それが解消されるんやいうお医者さんやったらどの科です。

○木藤委員長 答弁。事務部長。

○広本事務部長 やはり入院でございますので、整形の先生があと2名いらっしゃったら赤字は解消できると思います。

○木藤委員長 ほかに。東委員。

○東委員 もう1点だけ。さっき事務長からベッド数の報告がありましたね。ベッドが稼働率が70%だったということでありましたけども、ちょっと減っていますよね、前年から。私らが聞く範囲では総合病院は期待されていますよね、住民の皆さんから、大いに期待されていますわ。ちなみに私の知り合いが今神戸に入院しとるんですけども、早く帰りたいと、総合病院に、こう言うてましてね。だから、そういう意味では近くの地域の病院ということで、非常に期待されていましてね。入院していて安心やということで。そういう意味では入院を充実させることが一つの方法かなと、こんなことを思うので心がけてください。

○木藤委員長 答弁。事務部長。

○広本事務部長 やはり地域の方が安心して入っていただいて、遠くの病院へ行かなくても、また家族も近くで来られると、そういうような状態をやっぱり普通につくっていききたいと、それが地域医療でございますので、そういう部分で十分それに沿

うように努力したいと考えております。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 看護師さんが募集してもなかなか来てくださる方がないということで、看護師さんの負担を軽減するために看護補助員を11名から17名に6名増員されているんですけれども、それで一部の夜間業務も受け持ってもらっているということなんですけれども、この看護補助員さんというのほどのような資格を持っておられる方で、またもし資格を持っておられないとしたらどのような研修を行っておられるのかお尋ねします。

○木藤委員長 答弁。事務部長。

○広本事務部長 看護補助員さん自体の資格は特にありません。それであくまで看護師さんの補佐でございますので、例えば入浴の介助であるとか、それからベッド中でのおむつ交換であったり、またそういう看護師さんがされる業務を補完されるというんですか、一緒にやっていたり、それから食事の介助、食べられない方が非常に多いので、そういう介助のことをしていただいたりということで、一部夜間の介助ということを書かせていただいておりますが、現実的には5階の病棟ということで、内科の患者さんも非常に病的に重症患者さんと、それからある程度落ちつかれて慢性期というんですか、に近いような患者さんもいらっしゃいます。そういう患者さんは特に最近ふえておまして、5階病棟に主に入らせていただいておりますが、やはり自分で御飯が食べられなかったりとか、できないというようなことがたくさんあって、それでそういう介助にたくさん手が要るんですね。ですから、やはり夜間でしたら基本的に看護師さんは夜間3名体制なんですね。3名ではやはりなかなか手が回らないということで、常時1人つけるとかいう形で、各病棟、昼間は2名ずつ看護補助員さんがつけるという体制もとらせていただいております。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 その研修のことなんですけれども、今例えば介護の施設とかはほとんど募集はヘルパー2級を持っておられる方というのが主になっていたり、あるいは介護福祉士さんというふうな形になっていたりするわけなんですけれども、総合病院では資格を持っていない方を採用されているということで、もしもその御本人に希望があればヘルパー2級の講習を受けてもらおうとか、そういった体制をつくっていくというようなことは考えてはおられないんですか。

○木藤委員長 答弁。事務部長。

○広本事務部長 研修は看護師がついておりまして、それでそこで一定の必要な講習はさせていただいております、定期的にさせていただいたり、それからこの看護師を全て集めた中でその上司のほう、看護師長のほうがそれに対していろんな、どないいうんですか、指導をしたり、それからまた看護師さんの中からいろんな状況も聞くような会も定期的に持たせていただいております。そういうことで、そういう資格が、病院とちょっと違うのは病院のほうは例えば何するにしても、例えばおむつ交換のときでもやはり尿の色とかかたさとか、いろんなものを見て判断せんとあかんようなこともあったりするんで、やはりその方に全て任すということはしないんですね。ですから、あくまでも看護師さんの業務を補助していくという考え方がございますので、そこらがやっぱりちょっと基本的には違うのかなという思いがありますので、そこまで必要もないのかなあという、現在では思うとんですが、そこまで現実にはそういう資格も取って、うちに応募をされた方もございます、・・・のようにね。ですから、そういう方は特にうちも本当は助かるんですが、ですが、まあそういう方ばかりではやはりどうしても集まらないというようなことも考えられますので、一定基準としてはそういうところ、一定の資格がなくても看護師さんの指導のもとで介助できるという判断はさせていただいております。

○木藤委員長 山下委員。

○山下委員 もしもその働いてくださっている方の希望があればそういった研修が受けられるような方向で考えてもらえたらなとは思いますが、どうでしょうか。

○木藤委員長 答弁。事務部長。

○広本事務部長 そういう方の要望がございましたら、それは研修も可能だと思います。

○木藤委員長 ほかにございますか。高山委員。

○高山委員 1点だけお聞きしたいんですけども、先ほど東委員のほうから医療費の未収金について質問をされておりました。その中で後藤課長のほうから答弁があったんですけども、今後において未収金については徴収をしっかりとまいりたいということなんですけれども、実は監査委員さんの報告書の中に大変古い未収金の状況が書いてありまして、平成8年からの未収金の状況なんですけれども、その時分でしたら宍粟市も5町ということで、一部事務組合組織ということで、合併が17年ですから、その合併以前の・・・未収金が掲載されておるんですけども、その未収金について、時効による中断も当然あるかと思うんですし、またそれこそよう払わんというか、・・・わからないという方もいらっしゃるし、お亡くな

りになった方もいらっしゃるかと思うんですけれども、そのあたり、どうでしょう、時効が成立したり、まあ不納欠損ですよ。それに該当する方々というかがおられるのかどうかと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。医事課長。

○後藤医事課長 御指摘のとおり、お亡くなりになったり居所不明というようなことでわずかな金額といったらおかしいんですけど、件数としてはわずかな分につきましては不納欠損のほうをさせていただいたりもしております。不納欠損につきましても居所不明で病院のほうがかめなくなってから3年経過した時点で不納欠損をさせていただく、やはりそれまでは、3年経過するまでは何とか連絡をとる努力を務めさせていただいております。

また、御指摘のとおり、合併前の平成12年の未収金が22年度末で21万幾らございました。23年度、先ほども申し上げましたとおり、訪問をする中で5万幾らの納付もしていただけたというようなことで、納付をしていただける可能性があるものにつきましても合併前のものにつきましても努力をしていきたいと考えております。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 監査委員さんの指摘にもありますように、時効が成立しておる、また今課長の説明があったように、支払い不能の方々については、そのあたりも確かに考えていかなんだいかなのかなと、いつまでも・・・引きずっていくわけにもなかなかいきませんのでね、そのあたりしっかりと考えていただきたいと思えます。

以上です。

○木藤委員長 ほかにございますか。

ないようでございますので、総合病院に対する審査は終了します。

事務部長。

○広本事務部長 先ほど東委員さんから質問のあった分の一部。

○木藤委員長 調べるというやつですか。報告してください。財政係長。

○・・・財政係長 大変遅くなって申しわけありません。

予算等の科目の設定として診療行為にかかわるものが医業収益、かかわらないものについては医業外収益という形で組んであります。東委員の質問のところ、その他医業外収益については、診療行為から発生するものでないもので、ほんまにその他もろもろという寄せ集めたという形のところなんです。何が大きいかというのを先ほどからちょっと考えていたのに、やはり患者さん用の駐車場、これが大体2週間に1回で30万ぐらいの売り上げがありますので、年間600万から700万ありますし、

あと公衆電話の収入であるとか、官舎の使用料、それから職員検診とかインフルエンザの予防接種、これに対して一部共済組合からの補助があったりするんです。そういうものもここの医業外収益として受けますので、何がというのがはっきり言えませんけれども、そういう形の合計で1,700万程度になっているということです。

○木藤委員長 よろしいですね。

それではこれで質疑は終了します。

これで総合病院に対する審査は終了します。

事務部長以下、幹部職員の皆さん、御苦勞さんでございました。

暫時休憩をいたします。休憩の間に部局の入れかえをいたしますので、よろしくお願ひします。

午前10時35分休憩

午前10時45分再開

○木藤委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開いたします。

それでは会計課に係る審査を始めます。

決算に係る全般的な状況についても、含めて説明をお願いします。

会計管理者。

○杉尾会計管理者 会計課です。よろしくお願ひします。

それでは私のほうから決算書に基づきまして決算の概要について説明したいと思います。

まず、歳入ですけれども、46ページ、47ページをお開き願ひしたいと思います。

2目の利子及び配当金です。収入済額で1億2,167万1,135円となっております。これにつきましては前年度決算より8,515万7,000円余り増額となっております。この増額の原因ですけれども、テレビ施設運営基金条例、これを3月議会で廃止していただきました。それに伴います基金を処分しまして、こちらのほうで7,983万8,899円受け入れております。これが主な要因となっております。

続きまして、歳出です。84ページ、85ページをごらんいただきたいと思います。

ここの7目の会計管理費です。支出済額749万1,548円となっております。歳出の主なものですけれども、4節の共済費、7節の賃金、臨時職員1名分の人件費となっております。次に大きいのが12節の役務費、決算額409万3,982円ですけれども、主なものとしましては指定金融機関等、公金取扱手数料として331万6,082円支出しております。

歳入、歳出の詳細につきましては資料に基づきまして課長より御説明申し上げます。

○名畑会計課長 失礼いたします。提出しております決算特別委員会資料をお開き願います。

先ほどありましたように歳入につきましては財産運用収入が多くを占めておりまして、基金利子4,056万2,240円となっております。歳出につきましても先ほど管理者のほうから説明しましたように、大きなものでは12節の公金取扱手数料が409万3,622円ということで、歳出額の約半分近くを占めております。

次のページ、2ページをお開きください。2ページにつきましては基金の一覧でございます。期首残高から基金の積立額、取り崩し額、利子の積み立て、果実運用額、期末残高というような一覧表にいたしております。それぞれ収入・・・部分につきましては利子、積み立ての収入等が上がってくるわけですが、果実運用収入につきましては一般会計の事業の財源として充当いたしております。

3ページにつきましては配当金の明細でございます。管理者より説明しましたように、一番大きなものがテレビ施設運営基金の処分金ということで、千種のテレビ施設の基金のほうを処分いたしております。7,983万8,899円が基金のほうに、公共施設等整備基金のほうに編入いたしております。番号で言いますと、2番から6番につきましてはそれぞれ宍粟市が出資しております会社等に対する配当金でございます。お示しのとおりの金額を歳入いたしております。

4ページをお開きください。4ページにつきましては資金の運用、運用と言いますか、一時借入金の資料でございます。23年度につきましては6回借り入れを行っております。番号で言いますと1番から4番につきましては基金の決済性預金等の運用で利息のほうは発生しておりませんが、5番、6番につきましては年度末の3月9日から4月5日までの借り入れということで、指定金融機関である西兵庫信用金庫から20億円を総額借りております。利率につきましては1%で借りておりますので、112万3,287円の利息を、一時借入金利息を支払っております。参考までに22年度、21年度の状況についても表のほうでまとめておりますので御確認お願いいたします。

以上で簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○木藤委員長 会計課の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある委員は挙手を願います。

岡前委員。

- 岡前委員 先ほど説明していただいた資料の2ページに基金の一覧が出ておるんですけども、それぞれ利子の積み立てが金額も書いてあるんですけども、利率については大体どの程度、何というんですか、平均値でもいいですし。
- 木藤委員長 答弁を求めます。会計課長。
- 名畑会計課長 利息につきましてはそれぞれ預けている金融機関と相対で交渉して決めるわけなんですけれど、今現在の1年の定期預金でいきますと0.2から0.23%といったところが交渉の対象となっております。以前でしたらコンマ3とか4とかいうのがあったんですけど、今は基準の金利が0.02%ですので、それに0.15あたりを足した利率が基準となっております。
- 木藤委員長 岡前委員。
- 岡前委員 以前にもお聞きしたかなとは思いますが、水道の事業会計のほうで内部留保資金を東京都債で運用されておるんですよね、一部を。それで結構2億か3億ほどの東京都債で運用されて、二百二、三十万ぐらいでしたかね、配当があったというふうに報告を受けたんですけども、ただ、この基金について基金条例の中で確実な運用というふうなことがうたわれておるから、その意味ではそういう都債を購入するとか、県債を購入するとかいう場合も投資というふうなことについては一切条例上想定はされていないということになるんですね。その企業会計でいうところと、一般会計でいうところのお金の取り扱いというのは違うというふうに見とってええわけですね。
- 木藤委員長 答弁を求めます。会計課長。
- 名畑会計課長 水道事業にかかわりませず、一般会計におきましても地域福祉基金でありますとか地域振興基金につきましても地方債の運用というのは実際やっております。それで地方債の運用についてもそれぞれ発行する自治体の起債のほうを購入するということですので、ある意味では投資というより確実に担保された資金であると考えております。ちなみに5年物の今地方債の購入ということになりますと、コンマ25%からコンマ3%あたり、それから10年物の地方債でありますと、コンマ75からコンマ8%の利子の配当といたしますか、利息のほうの配当を受けております。
- 以上です。
- 木藤委員長 岡前委員。
- 岡前委員 それやったら、具体的にその基金ごとにどの程度はそういう県債とか、そういうので運用されているのかというのはある程度わかりますか。
- 木藤委員長 答弁を求めます。会計課長。

○名畑会計課長 一般会計につきましては23億円余りを地方債のほうで、それから3億円については先ほど御指摘がありましたように水道事業会計で起債のほうで運用させていただいております。

○木藤委員長 よろしいですか。ほかに、ありませんか。

ないようでございますので、これで質疑は終了します。

これで会計課に対する審査は終了します。

会計管理者以下、課長、御苦勞さんでございました。

部局入れかえのため、暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○木藤委員長 それでは、議会事務局・公平委員会事務局・監査委員会事務局、この3事務局に対する審査を行います。

説明をお願いします。

事務局長。

○中村事務局長 失礼いたします。御苦勞さまでございます。

議会事務局といたしまして、23年度の報告をさせていただきます。

本日お配りしております資料と成果説明書によって若干概略について説明させていただきます。

本日の資料の1ページは議会事務局の部分で、各定例会、臨時会、それから議員協議会、各常任委員会等の回数を書いております。これにつきましては例年とそう変わっておりません。その中で主な変更の部分とか改正の部分についてだけ御説明させていただきます。

議会報告会につきましては、この資料の3ページの部分でその出席人数等、資料としてつくっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

あと資料の4ページに視察等の受け入れ状況ということで11団体、1団体重複しております、10市町での部分での受け入れをしております。その部分につきましては主なものが庁舎建設の経緯等、それと議会基本条例等の部分での視察が主なものとなっております。

今回、23年度、一番大きなところが5ページの部分でございまして、政務調査費の部分でございます。これにつきましては条例等作成していただきまして、この状況になっております。支出の部分、執行率でいいますと、6割ちょっとということ

になっておりますので、この部分につきましては議会改革の関係、その他いろいろ今特別委員会等で諮っていただいておりますけども、できるだけ有効に活用していただきたいと考えております。

それでは、成果説明の中で若干昨年度、22年度と変わっておるところについて説明させていただきます。

成果説明書128ページになります。議会事務局としての業務としまして、まず主な内容の議会だよりの部分でございますけども、これにつきましては平成22年度が議会だより年間契約として行っておりました。この部分につきましてはその各会期ごとの議会だよりによってページ数等も異なってくることから、23年度はプロポーザル方式を用いまして1ページごとの契約ということでやっております。それが大きく変わっていたところがございます。予算的な部分につきましては単価的には余り大きくは変わっておりません。

次の会議録の作成につきましては、これにつきましては平成22年度は3社での見積もりの部分での入札でございました。1時間当たり1万5,300円であったものが平成23年度は5社による見積もりということで、1時間当たりが1万4,175円という部分でなっております。ちなみに平成24年度につきましては、もう一度5社の見積もりでやりまして、現在のところ1時間当たり9,975円、かなり安価な部分での競争性が働いて落札となっております。しかしながらこの単価自体がかなり安くなっておりますので、25年度につきましては若干戻ってくる可能性もあるということで、ちょっとその部分には注意をしておきたいと思っております。

それから、129ページなんですけれども、先ほど申しました政務調査費の交付事業というのが新たに始まっております。この部分につきましてはやはり視察等、あるいは政策形成の研修会等、いろいろ有効に活用していただきたいと考えております。

あと公平委員会につきましては不服申し立て等はございませんでした。

それと監査委員の事務につきましては、資料の2ページに監査事務局としての部分載せておりますけども、例月の出納検査、その他22年度の決算審査、定期監査等を行っていただいております。

それとあと1点、固定資産評価審査委員会につきましても審査の申し出はございませんでした。

それと今一番課題となっておりますのが、議会改革の推進特別委員会での検討を設置していただいて、いろいろな検討をいただいております。その部分で政治倫理

条例の検討、あるいは選挙公営制度についての条例作成の検討、あるいは政策提言、議会運営の充実等、いろいろと話し合っていていただいております。それと交流分科会では議員定数条例の検討、それから作成ということで、今運んでおるところでございます。今後、政策提言、あるいは議会運営の充実に向けて事務局等につきましてもその資質向上を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○木藤委員長 説明が終わりました。

質疑がある委員さんは挙手願います。ありますか。

岡前委員。

○岡前委員 その会議録の関係でなんですけど、契約の単価は聞いたんですけど、その会議録ができ上がるまでの期間みたいなことは契約内容に入っとるんですか。別にあれなんですけど、できたら、次の定例会と定例会の期間中に、その前の定例会の議事録は最低、その議会のホームページにアップできるような状況になっとんのかどうか。早くアップされとんなどというて感じたときもあるし、まだやなと思ったときもあるさかいに、正確ではないですけども、できたらそういうふうなことも含めて契約内容に入れてもろうていたら、高うなったら困るのかもしれないけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。榎谷次長。

○榎谷次長 会議録の関係でございますが、今の契約しておりますのは納入期限としては原稿の受け取りの日から20日という期限があります。ただ、こちらがいただきました、こちらから出します分、そして校正する期間というのがありまして、1回目のこちらに来るのは早目に来るんですけども、なかなかその期間がとれていない状況があります。若干おくれていると思うんですけども、今の状況で言いましたら、例えば9月議会で言いましたら、9月の最終が終わりまして、28に終わりましたら、その後、それぞれ出していきますが、12月議会の前、11月の終わりぐらいになっているのが今の現状でございます。受け取りの日から20日ということでは来るんですが、そこで確認をしないといけないので、その間の時間のロスがあります。

○岡前委員 その次の定例会までに基本的にアップすることはできとんかどうか。

○木藤委員長 榎谷次長。

○榎谷次長 それまでにはアップをするようにしております。

○木藤委員長 ありませんか。

ないようでございますので、これで質疑は終了します。

議会事務局に対する審査は終了します。

部局の入れかえをいたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時04分休憩

午前11時08分再開

○木藤委員長 再開いたします。

産業部の説明に入る前に、説明職員の方をお願いをします。

説明職員の説明及び答弁は自席でお願いします。着席したままでお願いします。どの説明職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明職員は挙手をし、「委員長」と発言して、委員長の許可を得て発言してください。事務局よりマイクの操作をしますので、前の赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、産業部に関する審査を始めます。

決算に係る全般的な状況についても、含めて説明をお願いします。

議案第29号、40号。

産業部長。

○前川産業部長 おはようございます。引き続き御苦労さまでございます。着席して説明をさせていただきます。

それでは先般9月13日に提案されました第29号議案、平成23年度一般会計歳入歳出決算、及び第40号議案、平成23年度農業共済事業特別会計決算の認定について、産業部にかかわります総括説明をいたします。

目まぐるしく変わる農林業の施策、さらにリーマンショック以降の経済不況、予想をはるかに超える少子高齢化など、さまざまな課題がある中、恵まれた自然環境、農業、林業資源とする一次産業を中心に宍粟市の実態に合わせた事業を展開し、施政方針でもあるさらなる創造と挑戦に向けて人と自然が輝き、みんなでつくる夢のまちの実現に向けて取り組み、それぞれ事業展開を行ったところでございます。

歳入、歳出につきましては平成21年度発生の災害復旧事業がおおむね完成、まあ9割ですが、したことによる減となっております。その中で農家戸別所得補償制度、13款直接支払い事業、農地水保全管理事業等の本格実施、また有害動物対策事業、日々変わる農業施策の対応、経済対策における緊急雇用就業機会対策事業など、積極的に取り組んできました。

各部局の主な施策としましては、農業委員会は農地制度を適正に執行するととも

に、利用状況調査、農地パトロールでございますが、を通じて、地域の農地の把握を行い、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地の有効な利用を進めてきたところでございます。

次に、農業振興につきましてはここ10年、2000年から2010年の間、対比農家数が実に約18%減少する中、生産性の向上、土地の利用の有効活用などを重点に集落営農体系への転換、担い手農家、認定農業者の育成など、積極的に進めてきました。また、ハード面における効果的確保の面から経営体育成事業、圃場整備でございますが、農免農道などの取り組みを行ってきました。一方有害動物による被害が増大する中、農家離れの大きな要因ととらえ、国県事業と市単独事業をあわせ、猟期内のシカ捕獲拡大事業等により大幅に捕獲個体はふえてきましたが、抜本的な解決には至っておらず、県を中心に広域的な共通課題として取り組みました。

次に、林業振興につきましては育てる森林から生産の場、活用する森林への方向転換のもと、安定的な供給と需要が図れるように、低コスト団地の形成、路網の整備、高性能機械の導入、さらに緑税を活用した災害に強い森づくりに努めてきたところでございます。特に木材の流通の核となるべき県産木材供給センターの完成と既存木材市場とあわせて一大産業供給地として安定的な木材供給と需要を図るべき市内関係者がそれぞれ森林にかかわり、流通コストを低減、森林所有者に利益が還元できることを目標に活動を進めてきました。

次に、商工業についてであります。長引く経済の不況の中、国県の経済対策事業により各種雇用対策、商工業への融資などを行ってきましたが、まだまだ景気浮上は見られず、東日本大震災など、さらに経済不況が不安定で、新規の企業誘致、雇用が見込まれない中、市として六次産業の促進もあわせて一次、二次産業への助成を行いました。

そのような中、県の産業集積促進区域に市が指定されたことを踏まえ、今後、企業立地促進法に基づき、市が目指す企業誘致の方向づけをしています。その他、電源立地サポートセンターによる企業誘致、委託活動実施、全国優良企業に対し、アンケート調査を実施、意向の確認を行い、引き続き調査活動を実施してきたところでございます。特産品開発についても新たにしそふるさと食会議等によりまして取り組んでいる状況でございます。

次に、農業共済事業特別会計決算についてでございますが、農業地域を再生させ、農家が明るく展望が持てる環境をつくるため、戸別所得補償制度が本格的に実施されました。当市農業共済においてもこうした農政改革との関係調整のもとで災害に

よる補填と損害の未然防止というNOSA I制度の機能を発揮させることで、前年比77.2%の共済金支払いをし、農家財産の安定に寄与してきました。

事業ごとの状況については水稲共済加入率94.2%の引き受けとなっております。加入者数についても2,506人、対前年比101.7%と引き受けが増加しています。被害状況については5月の台風接近や例年より早い梅雨入りなどで低温で推移したことや、9月に2度の台風が接近したことにより風水害が発生したほか、近年増大する野生動物の被害に対し支払いを行ってきました。

麦共済については4月中ごろからの降雨により一部の圃場で湿害が発生したほか、獣害の被害等で支払いを行っております。

家畜共済においては全国的な家畜農家の高齢化、後継者不足により厳しい状況の中、1,492頭、対前年比94.3%、昨年より減少しましたが、夏の高温と冬の低温の影響か6月から8月、12月から2月の支払い事項が増加し、前年比136%の支払いとなっております。

畑作、大豆ですが、共済については前年比107.1%と、昨年を上回る引き受けとなりました。被害状況は8月中旬以降の降雨と9月の台風の接近により、根腐れや枝折れ等の被害が発生しました。また、収穫間近になると野生動物の被害が発生し、山際などで壊滅に近い被害を受けた圃場も発生しましたが、支払いは前年比48.3%と昨年より減少した結果となっております。

園芸施設共済については5月の台風の影響で8棟に対して、前年比31.6%の支払いを行っております。

以上、産業部の所管の平成23年度決算の総括説明とさせていただきます。委員会資料及び主要施策の成果説明については前田次長のほうより引き続いて説明をさせていただきます。

以上でございます。

○木藤委員長 答弁。産業部次長。

○前田産業部次長 失礼します。私のほうからはお手元の産業部の独自資料の概要と、別冊ですけれども平成23年度の主要施策の成果説明につきまして説明をさせていただきます。

まず初めに産業部の独自資料をごらんいただきたいと思います。

開きまして2ページから3ページまでは分担金並びに負担金及び県支出金の歳出状況と、それから下段にあります各課の主な諸収入であります。

次に、4ページは農林水産業費、それから商工費、災害復旧費等の歳出状況と、

農林水産業費の歳出の主に繰越明許費の内訳をまとめております。

次に、5ページから10ページにつきましては、それぞれ農林業費、商工費、災害復旧費と、主な不用額の内容をまとめております。

次に、11ページから19ページですが、それぞれ工事関係並びに業務委託関係や備品購入費等の関係等の一覧表をまとめております。

それから、20ページから24ページまではそれぞれの各種団体への補助金並びに負担金等の実施状況表をまとめております。

また、その他としまして25ページから31ページまではそれぞれ災害復旧費関係の関係資料とそれから32ページから36ページ、最後なんですけれども、これにつきましては県産木材供給センターにつきましてはの決算書、それから稼働状況、雇用人数、形態などの資料を添付しております。

また、追加資料があります。森づくり課の関連の工事費または委託関係を追加しております。今回、前の独自資料に盛り込むべきでしたけれども、追加となりましたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。

以上、独自資料の説明をさせていただきました。

続きまして、別冊の平成23年度主要な施策の成果説明書をお開きいただきたいと思います。

まず、成果説明書の91ページでございます。農業振興課から説明させていただきます。

農地や農業用水の地域資源の良好な保全と向上に取り組む事業としまして、農地・水保全管理支払交付金事業でございます。この取り組みの中で共同活動で74協定、向上活動に21協定の集落に支援をさせていただきました。

続きまして、中山間地域の機能を維持するための活動に取り組む事業としまして、中山間地域直接支払事業ですけれども、活動する40協定の集落に支援をさせていただきました。

続きまして、92ページをごらんいただきたいと思います。鳥獣被害防止事業ですが、野生動物による農作物の被害軽減のため、駆除や防護柵の設置事業を内容のとおり、ごらんとおり、支援をさせていただきました。

続きまして、その他農業振興費としまして農業者の組織的な調整や研修等の取り組みを促進し、各協議会への支援をさせていただきました。

続きまして、93ページですが、経営体育成基盤整備事業で、これは県営事業によります青木地区と宇原地区の圃場整備と市の負担状況でございます。

次に、94ページは蔦沢地区と菅野・土万地区との連絡道を整備します基幹農道整備事業の実施状況と、並びに市の負担補助の分でございます。

次に、その他農地費ですが、これにつきましては市単独の原材料支給事業とか、農業基盤の整備等といった農業経営の安定を図るとともに農地の保全に支援をさせていただきました。

次に、95ページの上段につきましては地籍調査事業の実施状況でございます。平成23年度につきましては調査区は波賀町引原と山崎町の小茅野地区ということでございます。

同じく95ページの下段から96ページは、平成23年5月10日から11日の豪雨並びに9月20日から21日にかけての台風15号による農地並びに施設災害復旧事業の復旧状況でございます。

それから96ページの下段ですけれども、その他農林水産業災害復旧費としまして、平成21年台風9号の被災地域における遊休地が懸念される状況を受けて、地域農業の再生に資するための地域農業再生対策事業補助金でありまして、集落営農組織5件分と認定農業者2件に支援をさせていただきました。

次に、97ページの上段につきましては有害鳥獣捕獲装置、農家台帳等購入事業であり、それぞれきめ細かな交付金によりまして備品購入をさせていただきました。

それから97ページの下段から99ページは、今回40号議案の決算認定にもありますけれども、宍粟市農業共済事業特別会計の農作物、畑作物、家畜、園芸施設共済事業と、それから損害防止事業等、それぞれの保険料とか共済金の支払い状況や共済事故を未然に防止するための農家経営の安定に資するための事業として実施させていただきました。

続きまして、林業関係でございます。100ページをごらんいただきたいと思います。

森林整備地域活動支援事業では森林所有者による一体的な森林施業の実施を行い、作業路網等、改良活動に支援し、集約化と森林施業の効率化に向けて実施いたしました。

次に、松くい虫防除等事業でございます。これにつきましては山崎以北への被害拡大を防ぎ、森林の公益的機能の保持と山腹崩壊等、保全管理のための事業を実施いたしました。

次に、101ページですが、林業労働者確保対策事業では、緊急雇用によります林業労働者の確保や育成するための委託費と、森林組合への保険料の一部を補助をい

たしました。

それからその下段ですけれども、環境対策育林事業としまして、放置された森林の間伐事業を支援することによって水源涵養機能等を持たせ、公益的機能を高めるための事業を実施いたしました。

それから102ページはその他林業振興事業としまして、林業の長引く不況と高齢化や担い手不足による木材の安定や供給を図るための高性能機械の購入事業等、基盤の整備を実施してまいりました。

それから下段につきましては同じく繰越明許分ですけれども、しその森整備事業であります。間伐と枝打ちをさせていただきました。その状況でございます。

それから103ページは宍粟材利用促進事業で、宍粟材での家づくり事業報償金と地域材である宍粟材の利用促進の活動への支援をさせていただきました。

それから下段につきましては、これは県の緑税の活用の事業でございますけれども、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業であります。高齢人工林の部分伐採を促進し、そこに広葉樹や針葉樹を植栽することで水土保持機能の向上に向けて整備をさせていただきました。

それから次ページの、104ページの上段ですけれども、同じく県の緑税の活用によります繰越分でございます。これにつきましては千種町の河内団地と波賀町の原団地につきまして実施をさせていただきました。

それからその下段ですけれども、同じく緑税の活用ですけれども、緊急防災林整備事業であります。山地災害防止機能を高めるための、おおむね45年以上を対象に間伐し、その間伐材で土どめ工を実施し、災害に強い森づくりをするための支援をさせていただきました。

それから次に105ページですが、公有林整備事業ですが、「儲かる林業」を実践する上で率先して高齢林の収入間伐や保育事業の実施をしてまいりました。

それからその下段ですけれども、その他林業施設整備事業では直営林道の維持管理や地元管理道の支援をすることで森林の整備、保全等、木材の安定を図るための林道とか作業道の林業の基盤整備を実施をしてまいりました。

それから106ページはそれぞれの林業施設と、それから治山施設災害復旧工事を実施してまいりました。

続きまして、商工関係では107ページをごらんいただきたいと思います。

特産物振興事業としまして、市内の農産物を活用して生産加工グループとか、それから生活研究グループ、また昨年より合同で行っておりますしそうふるさと食会

議を発足させまして、今現在アワの研究を進めているところでございます。そこでいろいろほかの特産品につきましても開発しているんですけども、そのための商品のPRのためのイベントにも参加するというので、これから特産品開発のための支援をさせていただきました。

同じく107ページでございますが、商工会活動助成事業であります。これにつきましては商工業の振興のため、宍粟市の商工会等と連携をしながら商工会への活動を支援するというものでございます。内容につきましてはごらんのと通りの事業内容でございます。

それから108ページの中小企業対策事業では市内の中小企業に必要な資金の提供並びに利子補給を行って、経営の安定を目指すための支援をさせていただきました。

次に、下段の産業立地促進事業では企業進出による雇用の拡大や地域産業の活性化を目指し、進出する工場等に支援するものでありまして、この23年度につきましては最終年度になりますが東海漬物に助成をさせていただきました。

最後に、109ページの農業委員会ですけれども、農業委員会としまして農地行政の厳正かつ適正な執行と農政の活性化や農業経営の活性化を図るため、毎月1回の農業委員会の開催、さらに農地パトロールの強化に努めてまいりました。

以上、産業部の独自資料と、それから平成23年度の主要施策に係る成果説明を簡単に説明させていただきましたが、詳細の説明は質問を受ける中で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、産業部の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○木藤委員長 産業部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。事前質疑書が大上委員から提出されております、大上委員。

○大上委員 大上です。よろしくお願いたします。

それでは2点ほど質問させていただきたいと思っております。

今、委員長からありましたように、事前質疑書を先日慌てて作成して提出したもので、漠然とした質問になっておったり、またちょっとページ数が違ったりするのでお許しいただきたいと思うんですが、まず1点目につきまして、決算全体を総括してどのような効果があったかなというようなことについて尋ねろうと思ったりんですけども、先ほど部長のほうから全体を総括して説明がありましたので、一定の理解はさせていただいたんですが、その中で特にこういったことについては

効果があって、今後さらに強めていきたいとかいうようなことを感じておられる事業等がありましたらお聞かせいただきたいと思います。次長のほうからも提出されております資料、また成果説明書によりまして説明を受けたんですが、産業部には本当に数多い事業、それから施策があるかと思いますが。宍粟市の活性化は農林業の再生にかかっているというようなこともよく言われるわけでございますので、たくさん手厚い農林業施策によって農林業の振興を図って宍粟市を活性化したいという強い願いも皆さんあるかと思いますが、先ほど聞かせていただいたんですけども、いま一度、特にということ、こういったことがありましたらお聞かせいただきたい。これが、1点と。

もう1点は本日提出していただいております資料の、私23ページと書いたんですが、28ページになろうかと思うんですけども、市単独土地改良事業の補助及び原材料支給事業につきましてお尋ねしたいなと思うんですけども、農地の維持管理が大変厳しくて苦慮されておるわけでございますけども、耕作放棄田がふえたりしている中で、この制度は予算の範囲も、限りもありますけども、非常にありがたい制度だなと、すぐやっていたらいい制度であつたりしまして喜んでいただいているわけでございますけども、これをさらにもう少し原材料の支給だけでなしに、何かプラスアルファ、例えば原材料を支給していただいても、例えば2次製品のU字溝のようなものを支給していただいても、50メートルほどの水路をつくるにしても、やはり施工しようと思いますと、重機を借りたりコンクリートも要ったり、いろいろと要るわけなので、言い直せば市単独土地改良事業でやっていただいたほうが補助率が、いよいよどれぐらいになつとんかわからんですけども、負担が軽くて済むのかなと思うような場合もあるんじゃないかなと思ったりするので、原材料支給プラス何かしていただけるような考え方はないかどうかということについて、この2点をお尋ねしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 今2点いただきましたことでお答えをさせていただきますが、まず農業、林業の施策についての効果と今後の力の注ぎはどうかという質問でございます。確かにいろんな面で苦慮されているということは痛感しております。予算のこともあってあれなんですけど、まず農業関係の施策については、農業の従事者の高齢化や担い手不足から個人による農業経営が難しいという、そういう中でございます。地域の農業は地域で守るといった方針に基づき、地域が連携また一体となって国の施策である中山間地域直接支払事業や農地・水保全管理支払交付金事業を活用する

とともに、市単独土地改良事業などを推進することで農地の保全、施設の適正管理に努めてきました。また、鳥獣被害対策として国県の事業、また市単独の事業による有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置を推進することで被害が対前年比で59.7%軽減された結果となっております。農業従事者の営農意欲の維持、向上が不可欠でないかということで、そういうことに力を注いできたことをございます。一方、農業基盤の整備を推進することで農地の集積を図ることで農業機械の効率的な利用、生産性の高い圃場を整備することで生産コストの削減を図り地域の農業の担い手の育成とあわせて農業経営の安定を図りました。

今後の重点的施策としましては、地域における担い手確保を今後も、今の事業と同じですが、継続を進め、継続ある地域農業を目指すため、国の施策である人、新しい制度なんです、人・農地プランづくりに基づく新規就農者の育成などとあわせ、地域が連携一体となる組織づくりとして集落営農組織の設立に向け取り組んでいく必要があると考えます。地域ぐるみで地産地消が一番理想なのが元気な農家の育成の支援を重点的にしていかなあかんのではないかなと思っております。

また、宍粟市独自の特色ある農業を目指すことも重要と考える中で、2つのJA、農業改良普及センターと連携しながら、本市の地域資源を生かした農業施策も今後推進していきたいと考えております。具体的には耕作放棄田も含め、いろんな農地を利用して山菜の栽培、加工なども特産品の開発として調査研究を進めていきたいと考えております。

それから林業につきましては儲かる林業の転換としまして、木材を安全かつ安価に搬出するための林内路網の整備、並びに保守、また高性能機械の導入に支援して儲かる林業への転換と林内整備の搬出、間伐を実施していったところをございます。

災害に強い森づくりの実施としましては、県民緑税の活用、高齢人工林の部分伐採の促進や広葉樹、スギ、ヒノキの植栽、また樹種、林齢が異なり、水質保全能力が高く、広域的な機能を発揮する森林の整備、間伐材を利用した山の道路面などの設置をしながら山地災害への防止機能を高めるために森づくりの効果も得てきました。

次に改善されたものとして夢推進事業が創設され、治山関連事業、流末水路工事等が出てくるんですが、小規模山地災害事業を補助事業として取り組めることになったため、その結果年間事業実施箇所も従来よりも多く実施することが結果としてできております。

今後も力強い展開が必要と考える事業として市有林の整備事業、災害に強い森づ

くり事業はもとより、引き続き団地化による施業を促進するために、森林経営団地化推進事業や森林経営支援推進事業、安全かつ安価に木材を搬出するため、林内路網の整備、補修並びに高性能林業機械導入に対する補助制度の実施など、林業経営の安定のために林業労働者の確保対策事業の推進、宍粟市の林業活性化に大きくしていくのではないかと考えております。

それから2点目の単独事業の改良事業に対する補助、ほか原材料の支給補助の件でございますが、持続性ある農業振興と災害防止機能や生物多様性機能など、公益性を有している農業施設を維持するために、市単独改良事業及び原材料支給事業がございます。これは農家さんだけじゃなしに、いろんな面で補助をしようというものでございます。また、近年のゲリラ豪雨に対応するため、農地や農業用施設の災害時において、国の採択要件に満たない、小規模の災害については昨年度応急復旧工事を含め市単独事業による支援策を創設したところであります。

御指摘の市単独土地改良事業の補助率につきましては、公益性と公平性を勘案する中で現在受益者と行政の折半を基本としております。また、原材料支給事業についてであります。材料費と施工費用をあわせた工事費の50%補助を行う市単独土地改良事業と原材料支給事業の両事業については、受益者負担額を比較し、受益者の方々にとって有利な事業採択をしていただくということで、現行の制度については今のところ改正は要しないものと考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、今後の宍粟市農業や社会情勢、さらには農家や農会のニーズを尊重しつつ、予算に限りもございませうが、今後の情勢を見ていきたいと考えております。

以上でございます。

○木藤委員長 大上委員。

○大上委員 たくさん説明いただきましてありがとうございました。

たくさん聞かせていただきましたけども、全体を総括して特に今後力を入れていかないかというのはいかんの育成、確保というようなことが一番重要じゃないかなというふうな御意見じゃなかったかなと思うんですけども、私もそのとおりじゃないかなと思っております。一般質問等でもそういったことを訴えよるわけなんですけども、やはり農業に、何というんですか、帰農していただく、就農していただく方が多くなるように努力せないかなと思っております。そういったことにつなげていただけるよう、御努力をさらにいただきたいなと思います。

最近私どもの近くでは耕作放棄田がたくさんありまして、地域自体も寂れたような感じもしますので、耕作放棄田などを生かした施策を打ち出していただきたいな

と思います。

それから2点目の市単独事業と現物支給、特に現物支給の事業につきまして、現物支給だけじゃなしに、施工費についても何とかプラスしていただけんかというような質問をさせていただいたんですけど、今部長のほうから現物支給と市単独事業と比べてもろうて、有利なほうを対応していただいたらということ聞かせていただきまして、そうかなと思いましたが、それはそれでそうしていただきながら、私が申し上げておりますように、現物支給のほうにつきましても何とかプラスになることを考えていただいて、農地を守っていくという方向に御努力いただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

- 木藤委員長 答弁要りますか。
- 大上委員 先ほど聞いておりますので、結構です。
- 木藤委員長 ほかに質疑ございますか。東委員。
- 東委員 じゃ、二、三点お聞きしたいと思います。

最初に農業委員会のほうで、今次長のほうから説明もらったんですけど、主要施策の109ページになるんですけども、109ページに農業委員会ということで、事業内容、中ほどに3番、農地パトロールの実施というところですね。耕作放棄地対策の実施ということでパトロールをして耕作放棄地の把握に務め、要指導農地について指導通知を発送ということのちょっと説明をお願いしたいのと、2点目は、やはりそのところの8番目の農業委員会、市、JA、県等で構成する担い手支援協議会ということになっていますね。担い手支援協議会において、その円滑な面的集積が行われるよう調整を行ったと、ここのところをちょっと教えてほしいなと思います。

まず、1点目、お願いします。

- 木藤委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。
- 藤原農業委員会事務局長 要指導農地という説明なんですが、農地パトロールを行いまして、3つほどランクを設けまして、緑、黄色、赤ということで、緑は少し手を入れれば復旧する。黄色は少し大きい重機、赤はちょっと手を入れても難しいかなというような農地分けをしております。その中で要指導させていただいておりますのは、その中の黄色と緑、まあ手を入れればできるという農地、その中でも補助整備田、特に優良農地と言われている農地に対して指導の文書を出させていただいております。文書としてはちょっと管理が不足なので所有者の責務として指導してくださいという通知をしております。

また、担い手支援協議会の活動なんですけれども、去年も1度総会をしまして、集積等図れないかというような協議を、JAを含めましてしております。なかなかそれが結びつけたかどうかというのは今後の活動がまだ見えてきておりません。

以上です。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 その要指導農地、緑、黄色、赤のようですが、それは持ち主がいわゆる市内の持ち主、いわゆる居住が市内に限るんですか。それとも田畑は、田んぼはそこにあるけども、もう今姫路とか神戸の人だとか、そういうこと、どちらですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○藤原農業委員会事務局長 特に市内、市外の分けはしておりません。所有者の住所に送らせていただいておりますので、不在的な地主の方にも送らせていただいております。市外の方にも送らせていただいております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 その市外、いわゆる市内に居住をしていない、市外に居住している人からはどういう反応があります。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○藤原農業委員会事務局長 いろいろあるんですが、特に多いのはもうつくるすべがないので誰ぞ預かってもらえる人がいないだろうかというような相談や、また草刈りだけはしたいのでどうしたらいいだろうというようなことがありますので、草刈りのときにシルバーさんを紹介したり、またつくっていただけるという問いに対しては担当の農業委員さんに御相談して、誰かいないだろうかというようなことを農業委員さんを通じて聞いていただいております。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 一通りのことはやっていただけてきたと思うんですけど、いろいろなことが耳に入ってきますので、いわゆる荒れた田んぼということがいろいろ耳に入ってきますので、もうこれ決算なので終わったことなのでもうどうこう言いませんけども、いろんな隣接のところからいろんな苦情が来ているということだけちょっと申し添えておきます。

委員長、続いて。独自の資料のところちょっと2点お聞きします。

1点目は5ページのほうなんですけども、5ページに不用額についてということでもありますね。下のほうに有害鳥獣捕獲事業の補助金というところ、それから野生動物防護柵、集落連携設置事業補助金、その下にこれも何か防止策ですね、補助金

とあります。それで、例えばその有害鳥獣のところ、予算800万で決算は500万と、10万単位は切りますけども、まあ800万が約これ600万ですか、590万ですから。捕獲頭数の減ということになっていきますね。捕獲頭数の減によって決算が減っているんですけども、捕獲頭数がなぜ減になったのかということ、これが1点。

それから、続けて、それからその下も防護柵がメーターが少なくなっていますね。これなぜ少なくなったのか、もうやる気がなくなったのか、それとも何かちゃんとした理由があって延びたのかとか。それからその下も一緒ですね、申請集落の取り下げ、なぜ取り下げたのかという、この辺はどうなんですか。

ちょっと3つあわせてお聞きしたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業振興課長。

○山石農業振興課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の有害鳥獣の捕獲の減という部分でお答えさせていただきたいと思いますが、御承知のように、この捕獲活動につきましては猟友会さんの御理解、あるいは御協力の中で一年を通じた捕獲活動をしていただいております。そういった中で、まず、1点目は大きく関係するのは気候的な部分が大きく作用する部分がございます。と申しますのも、夏場、あるいは春あたりの気候というのが大きく左右するわけで、犬等の追いがなかなか難しいような気候ということもございます。

それから対前年、22年度等から比べますと、冬場の気候がかなり違っておりました。22年度はかなり大雪の中で捕獲も多量にできたという状況の中で、23年度については雪も若干少なかったということで、捕獲頭数も減ったというのが現状でございます。ただ、猟友会の方々につきましては誠心誠意の中で、農家さんのことを思いながら取り組んでいただいておりますということは御理解を賜りたいなというふうに思います。

それから防護柵の減ということでございますが、予算当初につきましてはそれぞれ農会、町会等を通じて各農家さんに新年度で防護柵の設置計画はないですかというようなことで要望を承るわけでございますが、いよいよ予算確保もでき、いよいよ実施に入るといった段階で、やはり地域内でも合意形成という部分が非常に難しい部分がございます。といいますのも、材料費について補助をしておる事業でございますが、設置については全て地域の方で直営でやっていただかなきゃならないような中で、先ほどもお話に出ておりましたけども、農業離れされておる方が非常に多いということで、そういった作業そのものが地域内で取り組めないような地域もあるということで、こういった結果になっておるという状況でございます。

以上でございます。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 わかりました。さっき猟友会の話が出ましたね。猟友会の方、一生懸命やっていたいておる、取り組んでいただいているということなんですけども、一生懸命取り組んでいただいとるわけですから、猟友会の方が活動しやすいように、また担当部としてもやっぱりいろんな面から支援していく必要があるんじゃないかなと、こんなことを思います。例えば、いろんな更新するときに、いろんな猟友会の方が要りますよね、しなきゃいけないこと。そのことがしやすいように、担当部としても応援する必要があるかなと思いますね。

それと、委員長、もう1点、やっぱり参考資料の8ページなんですけども、7ページからずっと続いていますけども、8ページの一番上、(4)になっていますけども、林道施設整備工事費が大きくこれ減額になっています。それから、その1つ飛んで(6)の広域基幹林道開設事業負担金ということで、これも減っています。これは事業量の確定による減と、事業量の確定による減なんですけども、もちろん事業量の確定で、事業量が減ったからということ。なぜかちょっと教えてほしいんです。この2点、同じことなんですけどね。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 済みません、ちょっと悪あがきして申しわけないんですけれども、東委員の言われていました(6)の林業基盤の負担金補助及び交付金についてまず説明させていただきます。

このことにつきましては当初県の担当のほうと予算、御承知のとおり、事業費の10%を予算に計上するというようなことでございました。その予算が災害や、ちょっと農業の関係も言われたんですけれども、雪の関係とか災害が出ました関係で決算、この1,100万ということは1億1,000万だったんですけれども、その工事がちょっと滞ったというようなことで、決算上では6,900万になりましたので1割の695万になったような経緯がございます。それでちょっとおくれたというようなこともございます。

それでこっちといたしましても3月とかに減額したらええんですけれども、その時期をちょっと逃したというんですか、そこまでちょっとうまいこと精査できなかったという現実がございますので、何とか御理解をお願いしたいと思います。

それと(4)番なんですけれども。

○木藤委員長 暫時、休憩します。

午前 11 時 58 分休憩

午前 11 時 58 分再開

○木藤委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

森づくり課長。

○山田森づくり課長 どうも済みません。ちょっと右のほうに、この（４）番なんですけれども、工事請負費で137万5,800円の減とやっているわけなんですけれども、これの右で事業量の確定による減と書いております。この事業量をちょっと今、済みません、探しているんですけれども、ちょっと。

○木藤委員長 東委員。

○東委員 いや、またいつでもいいんですけどね、要は何が言いたいかというのと、林道、今林業に非常に力を入れているので、林道を、特に林道に力を入れていかなきゃいけないときにこの事業量が少ないと、これは当然県の施策によるものだと思うんですけども、その辺をもっと何とか手だてがなかったのかなということがお聞きしたかったので、まあ、事業量の確定ということは、事業量がこれは減になっていますので、事業量が減になるというのは林道に関しては好ましくないということからお聞きしたわけですね。ですから、こんなことでちょっと事業量が減って、ただ、24年度にはこれがこうなりますとかいう答えがあったらよかったなと思ってね。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 どうも済みません。この予算額の600万につきましても確定した金額は当然当初予算では組んでおりません。過去の経緯とか、ことしはどうだろうかというようなことも一応勘案しての600万でございました。

それで、ここはたまたま事業量の確定によりまして460万の決算になっているわけなんですけれども、これもその年によりまして林道等の補修というんですか、そういうことがございましたら当然補正予算等にも皆様方にお諮りしてさせていただきたいという所存でございます。

それと、ちょっと言いわけじみて申しわけないんですけども、林業基盤と私、ちょっと災害復旧の林道とちょっと頭がこんがらがってしまっていて、ちょっと申しわけございませんでした。

○木藤委員長 質疑中でございますが、午後1時まで暫時休憩します。

午後 0 時 00 分休憩

午後 1時00分再開

○木藤委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

質疑を続けます。質疑ありますか。

岡前委員。

○岡前委員 一つ、農免農道の見通しについてはどういうふうになっておるのか、そのあたり教えていただきたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 御存じや思うんですけど、平成17年ぐらいから事業は着手しまして順調に進んどったんです。促進協議会も立ち上がって事業は順調に進んどったんですけど、財源不足等々の形で、平成21年に知事のほうからトンネル工事についてはちょっと凍結、中止やないんだけど凍結という話がありました。それで去年1年間様子を見る中で当然市としてはその負担金としての予算要求もして予算を置いておったんですが、どうも前向きがならない。取りつけ道路の部分だけの工事になっているということで、今後どうしたものかという話の中で、促進協議会を再度復活といいますか、同意を得た上で再開しまして、それで一応県とも一緒なんですけど、県も市も立ち上がった上で西播磨県民局長さんに直接要望を行いました。その段階で兵庫県知事も直接要望の機会を与えていただいて、私たちはちょっと参加できなかったんですが、地元の会長さんが直接井戸知事に会われて、凍結をどないか解凍してもらって、早期にしてもらいたいという中で、中止になったわけではないんやと、ただ、トンネル工事は相当のお金が必要なので、緊急性のあるため池とかそういう事業に費やすと大分の事業ができるので、せけるほうから回したいという話がありました。そういう中で今後地権者の同意も得られた中で今事業があっこのまで進んどんで、今後はどないかしていただきたいという要望会もいただきましたので、まるきりだめやということじゃなしに、ちょっと様子を見させてくれという話なんですけど、これは口だけの話なので、今後とも促進協議会を通じて機会あるごとに要望していきたいなと思っております。今現在そういう状況です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと農業技術者養成事業というのがあったと思うんですけども、資料の17ページに書いてあったんですかね。農業技術者養成委託業務ということで、山本義次さんに139万7,605円というのがあるんですけど、これについては具体的にはどんなことが行われたんでしょう。新規営農者の養成とか、そういう意味でとらえたらいいんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業振興課長。

○山石農業振興課長 失礼します。今のお尋ねの件につきましては担い手等、地域の担い手等を何とか新規就農できるような形で失業者を雇っていただき、農業技術を取得していただくというような制度でございます。その失業者の方を雇っていただく人件費について補助をしていくというような施策の中で、今ありましたように、山本義次さん、いわゆる認定農業者の方のもとでいろんな農業技術を習得されているという状況でございます。かついろんな普及センター等々が行う農業技術の講習会等にも参加をされて、いわゆるいろんな畑作物、それから水稻等の自分が目指される農業というものの技術の習得に務めていただいておりますという状況でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 この制度自体は緊急雇用対策という単発的な事業ではなしに、そういう意味ではきちっとした新規の営農できる農業をやろうとする人を育てるという事業になっておいて、それで実際に宍粟市で新たに農業を始めようというふうなケースに結びついとんのか、そのあたりはどんなですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業振興課長。

○山石農業振興課長 国の趣旨といたしましては、いわゆる社会情勢が非常に厳しい中で、失業者がたくさんいらっしゃるという状況の中で、農業に対して意欲を持たれておられる方を何とか農業に従事していただくような施策ということで、こういった緊急雇用対策という中で行われておるといふ事業でございます。それが発展して、今議員さんおっしゃいますように、地域の担い手となっただけならばさらにいいものになるというような中で進められておるといふ事業でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いや、それで聞きたいのは、それが23年度の単発事業やったら意味がないと思うんですけど、これは継続になっとんのですか、24年度予算がどうやったかというのはちょっと覚えてないんですけども。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業振興課長。

○山石農業振興課長 この事業は24年度までの事業でございます。で、今年度についても予算計上をさせていただいております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと資料の19ページのところで、備品購入費で7番、8番のそれぞれ野生動物の捕獲装置やと思うんですけども、これについては随契になっておりますから、それぞれ独自の会社が開発したシステムかなと思うんですけども、これらに

については捕獲実績とか捕獲効果とかそういうものは実際に見えとるのかどうかわかりますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業振興課長。

○山石農業振興課長 まず、7番、8番がいわゆるセットになっておるといようなものでございまして、大型の捕獲おり、いわゆる大量に、一度に複数の有害獣を捕獲する装置ということで、24年度から貸し出し等、地域の農家にいたしております。現在今塩田、あるいは皆木で今、使用できないかなというようなことで、今そのおりの使用について協議を進めておるとい状況でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それでその23年度において、設置された部分については効果としてはどうやったんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。農業振興課長。

○山石農業振興課長 23年度に購入して、24年度からの使用ということでさせていただいておりますので、23年度については実績がないという状況でございます。ただ、1点、これを買う前に県のほうから1機借用いたしまして試験的には実験をして購入に至ったということで、実験の段階では7頭のシカを一度に捕獲したという実績がございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、次、林業関係なんですけども、森林組合へ林業技術者確保対策の補助金ということでずっとされておって、23年度は100万円にまで減ってきておるんですけども、これはそれぞれ旧町ごとに制度があって、合併したことによって一本化されたとは思いますが、当初社会保険、月給制の若い林業技術者を育てようということでできて、社会保険に係る部分を補助しようというふうなことで始まったと思うんですけど、それで林業労働者の場合、労災保険というのが物すごく高くて負担が大きいということも言われておったんですけども、こういうふうに補助が減ってきて、それでその森林組合そのものの経営状態もいいということであれば補助金を減らしていてもいいと思いますし、今まで補助しておった林業労働者の方が技術も身につけて一定の仕事量もこなせるようになったというふうなことであつたらいいんですけども、実際はなかなか、今の木材状況等々考えても好転していない中で森林組合の経営も厳しいんじゃないかなと思うんですけども、ですから、そういうところへの補助金を手厚くしていくというふうなことは考えられないのかなというふうなところはいかがでしょう。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 現在の実績なんですけれども、これは101ページに書いていますように100年、平成23年度は100万の実績、人数にして10人、1人当たり10万円の補助をいたしております。

それで、今岡前委員さんの申されましたとおり、この林業労働者確保対策事業は平成23年度をもって一応終了というようなことになったんですけれども、いろいろと森林組合の、今おっしゃいましたとおりで、経営状況とかこれからの林業の振興のあり方とかをいろいろと勘案いたしましたら、これをさらに継続して続けるのがいいんじゃないかというようなことに決定というか、判断いたしまして、これを27年度までまた延長ということで今のところは進めている次第でございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それで、その県産木材供給センターという一つの核ができて、そこで一定量の木材、原木を製品にできる施設ができて、それでその一番、山から原木を切り出す、森林組合に限らず民間の林業経営者も一緒やと思うんですけれども、そういう一番大もとで、山で働く林業労働者というのは今現状としては十分足りているというふうなことになっているのか、それとももっと若い人を育てていかなければならないというふうになっておるのか、そのあたりはどんなふう判断されているのでしょうか。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 言われましたとおり、木材センターにつきましては最大取扱量が12万6,500立米でございます。それに対しまして最高でも9万2,000立米ということで、まだまだ取扱量が不足しているのが現状でございます。

それで、前に戻りまして、森林組合等につきましてもこれまでは保育等の職員もたくさんいたわけなんですけれども、その職員が今度は木材の利活用、今言われました、そちらのほうに転化するような方策を森林組合としてもとっておる状況で、いずれにしましても、まだ現状では足りないという状況と私は認識いたしております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いや、そうやさかいに、その101ページのところでその緊急雇用対策の事業で新規雇用を希望する林業事業体を募集しというふうなことで、さっきの農業のあれも同じかなと思うんですけれども、そういうところではうまいこと回っていったんですか、その基金がある間の一時しのぎ的なものになっておるんじゃないかと、

まあもし若い人が雇用されたとしたら、その森林組合で働いておられる方と同じように当然身分保障もあり、月給制もありというふうなことじゃなかったら、なかなか何ぼ新たな林業労働者を育てようと思ってもなかなか難しいと思うんですよね。ですから、もし足りないというふうなことになっておるのであれば森林組合としてもそういう受け皿を、もし民間が難しいとすればね、森林組合としてもそういう受け皿をつくって、きちっといろんな技術を習得してもらってというふうなことになるのであれば、先ほど言ったような補助金、継続するっておっしゃられましたけども、新規に雇用された方にも当然適用していくべきじゃないかなと思うんですけども、そういうふうにはなっていないみたいなんですけど。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 済みません。これ結局委託料、補助金いうて書いておりますわね。この委託料のほうにつきましてはこれ林業事業体16社、今17社になつとんですけども、そのどちらかの会社のほうが雇用いたしまして、森林の集約化とか森林経営計画の作成とか、それから保安林に対する法手続とかという事務的なことが主でございます。それについて雇用される会社のほうに補助をするという制度でございます。

それと、下のこの補助金、この100万、ただいま申しました1人当たり10万なり、10人で100万と申しますのは、あくまで現場に出て作業をされます林業従事者の分でございますので、ちょっとこれは考え方が違うということでございます。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いや、ここのその事業が違うというのはわかるんですけども、結局山で働く人の養成というのは今言われたように、まだ人的には不足しているという話でしたわね。ですから、そういうことと言うと山で働ける場、しかも安定して働ける場があるということになると、ある意味では工場を誘致するのと同じですよ、働く場をつくるという意味においては。ですから、もしそういうふうにまだ不足しているという認識があるのであれば、森林組合として新たにそういう若い方を採用してもらって、今までと同じように一人前の技術を取得できるまではそういう林業技術者養成、育成補助金を支給してもらってというふうな対応をする必要があるのかなと思うんですけど、そんな認識でもなさそうな気がするんですけど。

○木藤委員長 答弁。森づくり副課長。

○坂口森づくり課副課長 失礼します。このページにある委託料と補助金のところの森林組合のあるところをちょっと説明させていただきますと、委託料につきまして

は緊急雇用就業機会創出基金事業ということで国の100%の事業でございます。これにつきまして、先ほど課長が申しましたように、市内の市有林、登録業者、17業者全てに周知しまして、1年間通して、これ半年単位なんです、雇用される方に対してこの事業を適用して賃金等を補っていきこうと。

その下の補助金につきましては従来から兵庫県のほうに取り組んでおります森林組合、県森連、森林組合連合会を通しまして、これは新規も含みます。新規就労者も含む月給制作業班に対しての社会保障制度の補助ということでございます。ということなので、森林組合の新規希望があればここで補助申請していただければ市のほうも、県と合わせての補助ということになっております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、本会議でも質問して木材供給センターの決算書を出していただいているんですけども、それで一つは歳入のほうで780万円が入ってきておりますけども、これはどういう根拠に基づいて780万なんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 御存じや思うんですけど、雑入のところの管理負担金として木材センターから780万円入金されていますが、これにつきましては木材供給センターの建設地点で、公募してやりたいという事業者ができたということで建設がされたんですが、敷地の所有権は市にあります。それで建物はセンターがいろんなところから補助をもらって建てて運営もされるということを前提に土地の賃貸契約を交わしたと。それが平成21年の12月なんです、貸し付けしたもので、地方自治法の244条の1項に甲の施設という位置づけがあるんですけど、それについては難しいと、その土地については目的がもうはっきりしたもののなので、通常の道路とか河川とかいう行政財産のうちのそれには属しないということで、今まで再三説明があったと思うんですけど、そういう位置づけが難しいと。そうなった場合、それなら今後これの管理はどうするんじゃということいろいろ検討されて、お聞きになったと思うんですけど、通常やったら公共施設やったら設置管理条例を制定して使用料をとるかあるんですけど、これについては設置管理条例が不要と、目的がはっきりしとるので、ほかのものには使わないということで、条例制定の義務は必要ないと判断された経過があります、過去にね。それで、このために貸し付けの条件などを原則的に決めとかなあかんということで、宍粟市県産木材供給センター用地の管理等に関する要綱を定めました。それに基づいて貸し付けを提起したわけでございます。同セ

ンターの造成事業は国庫補助、造成部分は市の部分なんです、建物は県産木材やけど、同センターの造成事業は国庫補助を受けての事業となるため、造成後使用料を徴収することが想定されておられません。なぜなら、当然、国庫補助をもらってそこに造成費を費やした分に今度賃貸という使用料が発生しますと補助をいただいた、うちも造成費用を国庫補助をいただいとんで、その分に係る補助の返還が発生するというので、最終的な判断として一体的な行政目的を果たす施設、これは今言いましたように民間企業であります、宍粟市、強いては県産木材の処理施設になるという、公の施設であるんですが民間ということにとらないということがあったんですが、長期な専用になると、20年、25年とかいう、長い期間になるということ、木材センターばかりというようなこともできんの、そういうことも他業者の均衡を保つため、いろんなことを考慮した上で施設利用者により管理の負担金として国庫補助でいただいた分を差し引いた市の単独に係る負担分がございます。その分を使用料でなく管理負担金として徴収するということが、先ほど言いました設置管理条例にかわる木材センターの管理に関する要綱の中でうたって、管理料としていただくということで、使用料でとると国庫補助返還が発生するので、そういう形をとっております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いやそれで、名目は何でもいいんですけども、その780万というものの算出根拠みたいなのはあるんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 あります。約、造成工事に11億5,000万ほどいっとんです、最終的にはね。ただ、21年の締結する時点の工事金額、予想金額で算出しとんで、その11億5,000万ほどのうち、補助分とか起債分とか差し引いて、市単独分が約2億ほどあるんです。その分の30年償還、長くて、それから短くて10年という割合の中で、24年ということ、24回払いの試算をすると780万円になったということで、780万円の契約になっています。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それとさっきも言いましたように、木材供給センターの損益計算書を出していただいとんでですけども、これを見ても実際のところはわからんのですよね。結局、製品、製造原価というのが9億4,736万円かかっておって、それで売り上げ

と差し引きしたら当然マイナスになっておるんですけど、その製造原価の中にこの一番、36ページに出てくる減価償却費の1億9,110万とかが本来入っておるはずなんですよね。恐らく多分借り入れもされておるから、その借り入れとかの返済もその製造原価の中には入っておるのかなと思うんですけども、この販売費やとか一般管理費なんかについては全体から見たら1億2,000万ほどで、そんな大きな割合を占めるものではないので、実際は9億4,736万円の製造原価にかかわる内訳がオープンにならんかったら、兵庫木材センターの決算書の決算の詳細というのはわからんということになるんですよね。ですから、本会議でも答弁あったように、実際の現金ベースで言うたら2,200万ほどのマイナスなんですと言うてんやけども、でもそのあたりのところも開示してもらわんかったら本当の、これから先もですけども、きちっと目的が果たせて、しかも運営もうまいこといっとなのかどうかというふうなところのチェックというのはできんのかなと思うんやけどね、こういう開示の仕方やったらね。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 順調にいつているか赤字かどうかというのは、これ初年度の決算なんです。それで今おっしゃったように、原木は即入金をせなあかん、製品は3カ月、4カ月後に製品化して入金になるということもございます。それで若干のずれもございます。それで1年間通して、1年間の決算出ましたけど、これまだ1年目なので、そこら辺の生産がなかなかうまいこといかないということで、木材センターは試験稼働も含めてやけど、稼働後4年に健全化を目指すという計画になっております。それで御存じのとおり、きょうの32ページの資料を見ていただいたとおり、木材市場については通常より多く入っていると、それから木材センターについてもこの量が入るとんですが、供給バランスといいますか、それについては今のところ何も起こっていないんですが、その2年目でほんまは1万をちょっと越す予定だったんですが、東北の震災、それから台風の関係で伸びが落ちたということで、原木の仕入れ量が減ったために生産量が落ちたということなので、初年度であるのでなかなかきちとした赤字、黒字という形は今のところこういう形で、今後2年、3年目にやっぱり見据えていかなあかんということと、それから、どうしても稼働1年目は、今50人ぐらいの従業員がおられるんですが、どうしてもオペレーターの関係で機械なれ、ほとんど機械はオール自動になっとなんですが、やっぱりそこに職員がつかないかん。それから原木をあるルートに載せていかなあかんというルートがなかなか初年度についてはなれの関係ではかせなんだということで、今1年たった

状態で約6倍、7倍の処理ができる、オペが育ったということで、1年間は無駄じゃなしに、あんまり赤字を出さないように養成もかけ、原木もなるべく目標数に達したということは今のところ聞いとんで、今後について、2年目、3年目については多分決算上も、そういうことでお示しできるんじゃないかということで、今のところはこういう資料しか現在はないんで、御了解いただきたいと思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それはそれでいいんです。そやさかいに、先ほども答弁にあったように、11億余りの造成費もかけ、その進入路も広げ、新たにつけということで、市も相当公費を入れた事業だけに、木材センターが公的な責任、公益的な責任を負うとるんやということからいうと、やっぱりこういう決算書なんかも含めてやっぱりオープンにしてもらう責任があると思うんですよね。ですから、その1年目はこれでいいですけども、言われたように、2年目、3年目、それで4年目についてはもう黒字経営になっていくんやというふうなそういうプランがある中で、やっぱりそれに沿っていつておるかどうかというのはやっぱり議会としてもきちんとチェックをしていかないと、それだけの投資やとか、雇用も50人ということになると、宍粟市では小さい会社ではないということになると思いますから。それでまたこれからも雇用もふえていかなあかんわけですから、そういうところをしっかり見ていく意味においても、そういう道筋をつけていきたいということですから、ですから、初年度はもうこれ以上のものは出ないということであればいいですけども、来年度以降については、今言いましたように、一番大もとの減価償却費とか、多分お金の借り入れの返済分やとか、そういう部分やとか、もっと大きな部分ではそういうところやと思いますけども、もっと製造原価なんかがわかるものが出てくるべきかなと思います。その点の確認だけ。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 この事業は御存じのとおり、近隣のこの近畿エリアでは初めての事業ということで模索の中で進んだ事業でもあります。それで今おっしゃったように、全てが新しいものの中でがむしゃらに取り組んでこられた成果がこれやと思うております。それで、当然県からのバックアップも当然ありますし、いろんな形でありますし、それから今23の事業体の組織編成になつとんですが、そこら辺も今おっしゃったような形で、全て見せていただくということではできませんが、最低限、どういう経営状態になつとうかということについては今後とも木材センターだけではないんですが、そういうところを目配りしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 大事なことなのでそういうふうな姿勢でお願いしたいと思います。

それと、成果説明書の105ページで、前の市長の口癖やった「儲かる林業」というふうなことが出てきとんですけども、それで実際にその公有林整備事業全体をまとめておられて、立木売り払い収入が6,566万円、これは財産収入の中に入ってきておりますけども、これを見た場合に宍粟市がこの事業目的としては儲かる林業を実践していくために率先してというふうなことが書かれておりますけども、この数字を見たときに、それなら宍粟市としてもうかったなと、「儲かる林業」になつるなというふうなことは言えますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 まず、数値的なことを説明させていただきますと、今岡前委員さんが言われましたとおり、立木の売り払い収入は6,566万なんですけども、そのうちに市有林整備、市有林の搬出間伐におけます収入につきましては6,566万のうち5,920万円でございます。それにつきまして工事請負費とか木材の取扱手数料等さっぴいて利益を計算いたしますと、1,631万の利益がありました。1,631万ですので、これが多い言われるか、少ない言われるか議論のあるところなんですけれども、私どもといたしましては国の森林林業再生プランにもありますように、保育の時代から木材を利活用する時代に向けて少しでも「儲かる林業」を実践していくために市有林の搬出間伐等は今後とも継続して実施していきたいということを思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 今言われたその1,631万円は黒字になったというふうに言われたというふうに思うんですけど、それっていうのはここで言う県支出金で2,763万はこれは入ったものですか、それとも入っていないものですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 入っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 いや、そやさかいね、そこら辺が判断が難しいんですけど、国県の補助金を入れて1,631万円、市としてはプラスになりましたというたときに、それをもうかったと言っていいものかどうか。今の市長はどうか知らんけども、前の市長は事あるごとに「儲かる林業」のためというふうなことで、そこから出発して木材

供給センターにも結びついた経緯があると思うんですよ。だから、山元にお金を落とすためにというのが一番最大の目的やったと思うんですね。市でもこの程度やったとしたら、果たしてほんまに山持ちの人やとか、各地域の林業組合とかあるけども、その各集落のそういう林野の組織やとかについても同じような、そういう道筋ができとんかなと思うんですけど、そういう意味ではできていないですよ、なかなか。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 それで先ほど申しましたとおり、その利益が1,600万とかなんですけれども、それが果たして本当の利益になっているのかどうかというのは議論の分かれるところと、私がちょっと、済みません、答弁させていただいたのが以上のようなことなんです。

そしてこの1,600万の中でも例えば場所によってやはり間伐並びに搬出しやすい場所、しにくい場所によりまして地形的なことで全然利益率が違います。そのことも今後大きな課題になると思います。究極的にはやはりもう岡前委員さんのおっしゃいましたとおり、補助金に頼らず事業が実施できるというんですか、利益が山元に還元され、また林業事業者の方にも潤うようなことが望ましいんですけれども、今言いましたように、現状では補助金をさっぴきますと余り利益は出ていない、私個人は出ていないと判断いたしております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと、決算書には出てこんのですけど、波賀町で県の過疎代行事業で前地カンカケ線という林道の工事がずっと15年計画ぐらいで進んでいると思うんですけど、これについては進捗状況とかいうのはわかりますか。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課副課長。

○坂口森づくり課副課長 一応計画が27年度までということで進めておりますが、原校区、原地区ですね、原自治会から飯見にかけてがまだ未完成となっております。その間を除きますと、今、約60%の完成率ということでございます。

以上です。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 あと商工業の関係でお聞きしたいと思うんですけど、1つは移動販売車についての補助金の申請がなかったというふうに出とんですけど、波賀には昔から農協の移動販売車があって、一度状況を聞いたことがあるんですけども、いわゆる買い物弱者に対しての移動販売車というのは結構営業利益が出るというようにする

というのは難しいらしいですね。結局買い物をしにくいという人はひとり暮らしとか二人暮らしなんかの高齢者が中心なので、そういう意味では買う量も物すごく限られておるといふようなことやとか、あとその移動販売車についてはずっとエンジンをかけて冷凍物やったら冷凍物をずっと冷やした状態で電気を回しておかなければならないというふうなこともあって、結局は車に商品を積んで売りに行く間の維持もそうやし、それで実際売りに行ったとしても少量しか売れないということやけども、でもその地域の人、買い物に行けない人に見てみたらそれがなかったら毎日の買い物に困るといふようなことがあって、そういう意味では結局、こういうふうに予算を置いても申請がなかったということは、裏返せばそういうふうなものになるのであればどんどん入っていかれると思うんですよね、商売人の方がね。でも、実際ないということはそういうふうなやっぱり側面があるのかなということを感じておりますので、買い物難民の、買い物に行きにくい方にとっては本当にそういう移動販売車というのはなくてはならないものだし、やっぱりそういうのを維持していこうと思えば、そういう車の改造費は当然必要ですけども、そういう意味での移動販売車そのものを維持していく経費に対しての補助、そういうものも考えなあかんのかなというふうに思ったんですけども。そこら辺は難しいところですよ、民間の方にとって補助すべきかどうかというふうなところもあるけども、でも思い切って福祉事業として捉える、この前の水道料金を値上げしたときにああいうふうな対応をとられたように、そういうふうな側面から援助していくというふうなことも考えていかなければ、その車にだけ補助するというだけでは解決できない問題かなと思うんですけどね。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 ことしの6月の補正で、この移動販売車の件で追加補正をさせていただきました。この事業は23年が当初年度で、当然手を挙げていただけることはある程度模索しとったんで予算を置いたんです。ただ、今言うたったように、確かにもうけは少ないと思います。それでその中でいろいろ販売ルートとか検討されるのに時間を費やしたということで、最終的には手が挙がらなかったという結果になっています。

それで、この補助につきましては上限200万ということで、この6月に補正させていただいたのは、千種のほうで煮詰まったということで、手を挙げられた方がありました。それで200万というのは車の大きさとかいろいろあるんですが、当然、過疎に近い、店がないところをねらって行っていただくので、そないぼっぼぼ

もうかるところじゃないんです。それについてはやっぱり買い物弱者の救済ということで、半分相当の補助をすることによってそういう人に手を挙げていただくと、買い物難民の救済、それから前の答弁させていただいたと思うんですが、やっぱりその人の顔を見て健康状態とか、そこまでわかるかは別として、コミュニケーションがとれるということで制度を挙げさせてもらいました。それで、それが十分かどうかという話もあったり、それから今言うたように、ランニングコストにかかる分についての補助についてもいろいろ議論はありました。だけど、今まで独立してされとう方も十何社おられるんです。その中でその人らについては補助が今のところないですし、新規の方についてという話があるので、ランニングコストまでという議論もありましたが、今のところについては当初の購入に対する経費も含めての補助という形で去年から始まっとなので、今後、当然、これで決まったものとは思っていません。一つの手法として当然見直ししていくべきものがあればその時点で検討はしますが、今のところについては購入補助に対する補助ということで御理解いただきたいと思います。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 こういう制度があること自体はすごいええことやし、今おっしゃられたように、私も言ったように、そういう補助がないときからずっと継続してやっておられる方もいるのは確かですし、でもその現状をお聞きすると、やっぱり今言ったような問題点も抱えながら、やっぱり地域にあるお店の一つの使命感みたいなことで頑張っておられることもあると思うんですよね。ですから、やっぱりその新規の方だけじゃなしに、やっぱり今ずっと継続してやっておられる方々の声も聞いていただいて、やっぱりどういうふうな援助が必要なのかというふうなところも見きわめていただきたいなと思うんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 おっしゃっていることはよくわかります。ただ、今、先ほども言いましたように、どこまでの救済をするかということもやっぱり議論の課題になっております。当然、赤字になってまではされんと思うんですが、逆に考えると山崎の中心部は大量販店があるということで、その移動販売される方は、まあ言うたら、ある意味で顧客数は少ないんですけど買っていただけるという面もございます。それでそこら辺も加味した中で、先ほども言いましたように、これで決定したわけじゃなしに、これで一部救済ができひんだろうかという、一つの行政の施策でありますので、今後そういうことの中でいろんなニーズも出てくると思うんですが、それ

についてはある程度柔軟に対応できるものとできないものとあると思うんですが、そこら辺はそういう形で進めていきたいなと思っております。

○木藤委員長 岡前委員。

○岡前委員 それと最後お聞きしたいんですけども、商工費の関係で商品券発行事業補助金というのと子育て優待カードという事業に補助を出しておられると思うんですけども、これのそれぞれ経済効果みたいなところは見られましたか。見られましたかというのか、算出されましたか。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部次長。

○前田産業部次長 まずこの商品券発行事業の商工会に委託して、100万円の方ですけども、まず1点につきましては、これは商品券の発行で23年度1億円の発行をしております。5%のプレミアがついた商品券ですけども、今現在23年度で出回っている分が約5,600万円分の現金というんですか、分があるんですけども、そのうちで回収されたのが約50%の回収ということなんですけども、この8月までの決算を見ますと、それからまだ1,000万ほどのお金が、6,500万ほど出回っているということなんです。約、今残りこれ4年の事業なんですけども、あと35%はまだ残っているんですけども、商工会とも連携して、この話を聞きますと、何とか建築の家のほうの補助の分の券も残しとくべきというのものもあるんですけども、あと3年ですか、ある中では売り払う分ではないかなということ聞いております。

それと、子育て優待カードの事業の補助金、これ50万円ですけども、これもいわゆる23年度千種の商店街において試験的に子育てと、それから商工業の発展という、商工会のお店の発展をした分ですけども、やはり去年のそのアンケートの結果を見ますと、やっぱり大型販店というふうなことも欲しいなというふうなこともありました。で、この50万円につきましては商工会のほうでいろんなチラシとか、そういうものの消耗品の金を委託したわけなんですけども、やはり実際に206件配布したんですけども、206件の保護者の方と、それからお店の方が手を挙げていただいたのは17社のお店がいろいろとそれぞれの特典を努力していただいて、例えば5%引きとか、またジュース1本配りますよとかいうような特典ですけども、やはりその17社のほうで頑張っていたいたんですけども、やはりお互いの千種の中でしたら結構好評だったというところまではいかなかったかなということちょっと今感じております。

以上です。

○木藤委員長 ほかにありますか。高山委員。

○高山委員 それでは3点ほどお聞きをしたいと思いますけれども、成果説明書のほうに従ってお伺いをしたいと思います。

成果説明書の100ページなんですけれども、この中で松くい虫防除事業というのがあります。500万、570万余りの決算額となっておりますけれども、これに関してはそれぞれ防除された、この資料によりますと、契約相手が森林組合ということで、それぞれ松くい虫の伐採事業とか、それから松くい虫の防除事業等々あるんですけれども、これが100立米とか253立米、立米単位で出ておるんですけれども、これが立米ですから、面積にしたらどのぐらいなのかなと思うんですけれども、100立米という単位はどのぐらいの単位か少しわかりづらいんですけど、面積的にはどのぐらいかなと思うんですけれども、先、それをお聞きしたいと思いますけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 おっしゃいますとおり、この253立米といいますのは、液体いうんですか、薬剤の量でございます。それで面積にいたしましては。ちょっとお待ちください。

○木藤委員長 暫時、休憩します。

午後 1時54分休憩

午後 1時54分再開

○木藤委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

答弁を求めます。森づくり課副課長。

○坂口森づくり課副課長 済みません。先ほども面積の話なんですけど、ここにある衛生伐253立米と言いますのは体積でいきます。松の胸高直径で体積を出しまして、面積につきましてはエリア、区域でしか、どこからどこ、尾根から尾根までとかいったような箇所を区域を指定します。その中で伐採した立米で実績を出してきております。それに対しましての県からの補助金なり委託料で賄っております。

以上です。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 それで何が言いたいかといいますと、ごらんとおり山そのものが松くい虫に侵されて、それこそ軸だけ残っており真っすぐ立っという状況なんですけれども、それによって森林組合の方々が去年でしたか、伐採するに当たって大けがをされたというようなことも、その倒木によってですよ。例があるんですけれども、今後において、これは恐らく市有林になると思うので、私じゃなくて市の山だ

ろうと思うんですけれども、まず、その個人の山等々につきまして、まず放置した状態ですよね。それによって山に入らないという現象が起きておりますし、山をほたかされるということなんですけれども、それは別におきまして、今後においてこの、どういふんですか、樫の木あたり、広葉樹にもつく病害というのが発生しておるということで駆除をされておるようなんですけれども、これで本当に松くい虫が、今まで防止策をとられたんですけれども、それほど効果があったように思わなんですけれども、今後においてこういった駆除が随時行われると思うんですけれども、効果のほどというんかはいかがなものかなと思うんですけれども、その点どのようにとらえられておるのかなと思うんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 松くい虫のほうは10年ほど前と比べたらやはり防除の関係で被害のほうは減っている状況でございます。しかしながら先ほど言われました広葉樹にひつつきますカシノナガキクイムシです。このことにつきましては山崎以北の一宮の黒原、それから千種の西河内等で発生いたしております。このことにつきまして、先ほどちょっと私もよう答えなんだんですけれども、カシノナガキクイムシにつきましては、去年の実績は370平方メートルの駆除をしております。それでただいま申しましたように、松くい虫の駆除も続けたいわけなんですけれども、今後驚異になるのはカシノナガキクイムシであろうと思っております。

以上です。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 これに関連したことなんですけれども、山崎の山は、また一宮の山等々、ヒルの発生ということでいろいろと言われておるんですけれども、それによって若い方々にしろ、山に入りづらくなってきたということがあるんです。もちろんこのナラ等々の駆除も大事なんですけれども、ヒルの防除というのは全く手つかずの状態ですよね。打つ手がないというのが正しいかと思うんですけれども、それらの対策も十分に考えておかなかつたら山は荒廃する一方じゃないかなと思うんですけれども、そのあたりの対策について、このことについてお聞きしたいんですけれども、森林組合の方々ももちろんそういった地域に出向かれて事業もされておるんだろうと思うんですけれども、そのあたりのことを何ともおっしゃらないんですか。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 御存じのとおり、森林組合長がこの8月の末にかわられました。それで私は現場にとにかく一目散に行きたいということで、今現地をずうっと回られ

ています。それでヒルの話もあんまり私聞いたこと過去になかったんですが、当然出てくる話であろうと思います。そんな中で、組合長もかわられた、経営状態もいろんなこともあった中で、今後は行政とある程度連絡を密に進める中で進めたいということを書いておまして、今のところはそれについての対策は今のところはお聞きもししていませんし考えておりません。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 それでは、次の件に関して質問をいたしたいと思います。

103ページなんですけれども、宍粟材の利用推進事業ということでございますけれども、ここでちょっと気になることがあるんですけれども、しそう c a n ということで、我々もちょっとお邪魔したりして中を見させていただいたりするんですけども、使用料が、あそこのテナント料というんですか、使用料というのが156万ほどの使用料を支出をされております。この中でそこにお見えになるお客さんというんですか、来場される方の数値、人数ですか、そういうことをとらえられておるのか、それを少しお聞きしたいと思うんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 その103ページなんですけれども、これでしそう c a n 森のギャラリーの156万を言われました。それについてこの下に宍粟材推進会議補助金でも80万、これも出しとんですけれども、これの、その右に、森林見学ツアーの開催で、これ平成23年155人の参加者でございます。

それから高山議員御質問のしそう c a n の集客、しそう c a n の、どないいうんですか、入館者数ですか、それが年間を通して3,351人を数えておる状況でございます。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 かなりのお客さんがお見えになっておるんじゃないかなと思うんですけれども、これは宍粟材を見直していただいたり、また宍粟材のPRにつながるということで、大事なことじゃないかなと思うんですけれども、ここに今展示をされている、出品をされているというのが妥当だろうと思うんですけれども、その方々についてはそこの出品したところでお金をいただいておるのか、出品料をいただいておるのか、そのあたりと、そこで当然商品ですから、売り上げがありますよね。そういうことでその売り上げに対して幾ばくかのお金をいただいておるのか、そのあたり、私ちょっと形態がわからんのでお聞きしたいんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 済みません、詳細な資料は持ってきてないんですけれども、今言われましたように、市内の業者約10社のほうがそちらのほうへ持ち寄りましてし
そう c a n のほうといたしましてはそれについての手数料をとっておる状況でござ
います。それで幾らとっているのかどうかはちょっと今資料を持ち合わせていない
ので、ちょっと答弁できませんけれども、御容赦願いたいと思っております。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 先ほど申しましたように、本当に宍粟市外の方々がお見えになって、宍
粟材のよさというのを見直していただくということで、また大いに宣伝していただ
くということで、本当に重要な拠点じゃないかなと思うんですよ。だから、そうい
った意味で10社の方々が出品をしていただいているということであろうかと思うん
ですけれども、そこに多くの方々が展示していただいて、するよな、そういった
ギャラリーづくりもこれから大切じゃないかなと思いますので、その点もまたよろ
しくお願いしたいと思います。

それと、私もかねがね昔から産業部のほうに所管しておりましたので、千町段ヶ
峰線じゃなくて、千町、あれはここに行きます、あれ何でしたかいね、黒原線とい
うのかいね、あそこに大きな基幹林道みたいなものを今やられておるんだろうと思
うんですが、あれ、また担当が違うのか僕わからんですけれども、あれはまだ開
通していないとは思いますが、それこそ千町草木地域にとっては迂回路的
なところがあるんですけれども、あれの進捗状況というのがわからないかなと思
うんですけれども、この段ヶ峰線の話も出ておるんですけれども、それと該当するんだ
ろうと思うんですけれど、そのあたりいかがでしょうかね。早期に県の事業としても
やっていただいておりますと思うんですけれども、早期に、やはりつないでいた
だいたほうがいいかなと思うんですけれども。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 今おっしゃった黒原千町線はこれ市道で、土木部担当なんです。そ
れでまた土木部のほうで詳しく聞いていただきたいと思います。

基幹林道は副課長のほうからちょっと答えさせていただきます。

○木藤委員長 森づくり課副課長。

○坂口森づくり課副課長 千町集落の奥千町の集落が切れたところからついているの
が、今先ほど部長が申しましたように、市道黒原千町線、そこから、その手前から
林道が千町線というのがあっています。そことアクセスしているのが、県の林道建
設担当というところがやっているのが千町段ヶ峰線という、森林基幹道となります。

それにつきましては、予算的にはこの24年度で最終を迎えております。工事のほうにつきましては若干おくれぎみではございますが、ここ、来年度末には片がつくのではないかなということは聞いております。

以上です。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 もう1点、お聞きをさせていただきたいと思います。

これは特産物の振興事業ということで、先ほど次長のほうから説明があったんですけども、この中の内容を見ておりましたら、宍粟市ですから、それにちなんだアワの研究をされておるといようなことを書いてあるんですけども、まあ、今、それこそ初步の段階ということで研究の段階なんですけれども、もちろんアワの商品の開発ということなんですけれども、特に宍粟市にとってはなかなか特産物、農林特産物というのがなかなか少のうございまして、これに期待も寄せたらいいんだろうと思うんですけども、このアワのことも含めて、今後において、この地域、気候、風土に関係するだろうと思うんですけども、例えば波賀の自然薯等々について、一生懸命やられておるといったこともあるかと思うんですけども、今後の特産物というか、農林特産物、特に道の駅等々に展示するのに当たって、それらの開発ということについてどのような考え方をされておるのか、今後においてです。

それとこのアワも少し興味がありますので、どういったことの試みかなと思うので、お聞きをさせていただきたいと思います。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部次長。

○前田産業部次長 高山議員のおっしゃるとおりですね。先般の議会のときの予算のときですかね、高山議員さんのほうから、そのアワじゃなしに米粉のことについてちょっとやったことあります。その分につきましてもちょっと調査研究というようにこうしている部分はあるんですけども、今のところそのアワということで、しそうふるさと食会議という会議の中で、先ほど言いましたその加工グループと、それから生活研究グループとが合同でこうされているんですけども、そのアワにつきまして、先般何とかなるかなということで、民間の業者と話したんですけども、なかなかちょっとアワについてが難しいなと、アワとクリとを入れるというようなことも研究もしたんですけどもなかなか難しいと。それから、今ちょっと栽培もしているんですけども、その栽培方法もちょっと難しい部分があるかなということなので、ちょっと今アワばかりの研究という、高山議員さんあれですけども、ほかにちょっとアワ以外にもほかのグループの方からもちょっと助言をいただいた

りしながら特産物ということで広げていこうかなということでもあります。

それから、先ほど自然薯とかいう、市内にまだたくさんの特産品というのがあるんですけども、今のところ多くの人に知ってもらおうかなということなんですけれども、今のその本庁のロビーのガラスケースにその加工グループのつくられた特産品等も陳列しております。それからまたそれこそ地場産業の地場産ビルのほうにもちょっとこういうような展示を広げて市内の特産はありますよというようなこともちょっとPRをしていこうかなと、なおかつちょっとまだ結果が見えてこないんですけども、調査研究につきましては、今後も引き続きしていきたいかなということをおもっております。

以上です。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 もう1点忘れておりました。きのうの決算委員会の中でまちづくり推進部の中でこれ、恐らくお聞きになっておるだろうと思うんですけども、生物の多様性について調査研究ということでやられておまして、これは23年度やられておるんですけども、それぞれそのいわゆる多様な生物ということですから、小さな小動物から大きなシカ、イノシシに至ってだろうと思うんですけども、その調査をされておると。それは目的といたしましては、やはり里山林の再生に向けた事業ということでお聞きをしておりますし、事業内容もそのように書かれておるんですけども、この中、いろんな調査をされた成果物があるようでございます。これがNPO法人がやられた事業だろうと思うんですけども、その事業について気になるのはこれだけイノシシ、シカ、その獣害に対してかなりの予算を費やしておるということ、それぞれの農家の皆さん方にとっては頭を悩まされておるのが現状なんですよね。今の時期になりましたら、特にシカによる被害、イノシシによる被害等々ございまして、なかなか駆除するにも狩猟の方々も人数が減ってきておるというような現状を踏まえて、やはり前々から私も考えておるんですけども、里山づくりをすればある程度のたたきになるんじゃないかなという思いがしております。そういった意味で、そういったことの調査をされておるようです。きのうも言わせていただいたんですけども、やはりこういった資料についてはやはり貴重なものですし、公費も使っておりますので、ともに共存、使っていただくという横のつながりを求めたいなということもきのうも言わせていただいたんですけども、そういったことについて、何か、それこそまちづくり推進部のほうからお聞きになっておるのかどうか、共同でやっていただけたらいい事業、全ての部につ

いても同じことが言えるだろうと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか、部長。

○木藤委員長 答弁を求めます。産業部長。

○前川産業部長 今の件についてはまだ正式には聞いておりません。おっしゃることはようわかるんで、調査の結果が出とんやったらそれをもとに事業化ができるところ、いろんな形で調整は必要やと思うんですが、考えていきたいと思いますので、きょうのところはちょっと場所も何もちょっと詳しくは聞いていません。済みません。

○木藤委員長 高山委員。

○高山委員 成果説明書に47ページの上段にあるんですけれども、これ今から先プログラムの構築ということで、まだまだ出そろっていないのかもしれませんが、やはり共通した事業だろうと思うので、ぜひともこの件に関しては推進をしていただきたいなど、このように思っておりますので、最後にそのことを言わせていただいて終わります。

○木藤委員長 ほかにありますか。ありませんか。東委員。

○東委員 ないようでしたら2回目なんですけども、ちょっと聞き漏らしがあったかもわかりませんので、ちょっと確認のためにお聞きしたいと思います。

成果説明書の102ページの上段、その他林業振興事業というところで、ちょっと聞き漏らしかもわかりませんので、確認のために。

まず、事業内容のところでは7項目ほど書かれています。2項目めの森林巡視事業委託料、森林王国協会となっているんですけども、ちょっとここ説明をお願いします、1点目。

それからその次に1つ飛んで、高性能機械購入の補助事業なんですけれども、これ森林組合、木材センター、内海林業と3つ挙がっていますけども、全てに助成したのか、補助したのかどうかということと、それから一番下、しその森整備事業のところの、ずっと書いていますけど、2,300万の一番右に作業道開設、これメーターですね、2万メーターですね。これはどこ、場所をちょっと、聞き漏らしだったかもわかりませんので、もう一回お願いします。

以上。

○木藤委員長 答弁を求めます。森づくり課副課長。

○坂口森づくり課副課長 それでは最初に森林巡視事業につきまして御説明させていただきます。これ宍粟郡の時代の5町のこれ拠点エリア整備するときに森林王国協

会が絡んでいたんですが、県のほうが特別枠で森林が多い町なので、宍粟郡についてはこういった山を利用した活動について適正に遊歩道とかそういうのを森林公園を管理したり、巡視しなさいよということで、森林組合の技術者を対象に巡回する人件費等に対して県のほうから事業費の2分の1をいただいて、従来進めておりました。合併した後も森林組合に従来やっていたいただいていたんですけど、拠点エリアの関係もありますし、王国協会との仕事の業務の関係もいろいろとこう詰める中でいっそのこと王国協会のほうにお任せしたら十分に目の行き届く箇所もあるし、するので、ベストなんじゃないかということで王国協会のほうに組合のほうから委託先を変えたということで進めておりました。

○木藤委員長 続けて答弁を求めます。森づくり課長。

○山田森づくり課長 済みません。それでは高性能林業機械の23年度につきましては今言われましたように、内海林業、兵庫木材センター、しそ森林組合の3つの業者というんですか、会社のほうへ補助をいたしております。内海林業につきましては1台です。それから、兵庫木材センターについては2台、それからしそ森林組合については4台、合計7台について補助をいたしております。補助金はここへ書いてありますように、1,436万2,000円でございます。

○木藤委員長 続けて答弁。森づくり課副課長。

○坂口森づくり課副課長 失礼します。いろいろとかわりがわり申しわけございません。

しそ森林の作業道の補助なんです。これにつきましては市内全域で一括でちょっと申請が出てくるので詳細のところはないんですが、旧町単位でちょっと言いますと、旧山崎町内で1,271メートルです。これが5路線です。それから一宮町内では17路線で1万6,196メートル、それから波賀町内では6路線で2,577メートル、千種町内では2路線で829メートルという報告をいただいて検査もしております。

○木藤委員長 ほかにございませんか。

質疑がないようでございますので、これで質疑は終了します。

これで産業部に対する審査は終了します。

暫時休憩します。

部長以下、幹部職員御苦勞さんでございました。

午後 2時19分休憩

午後 2時21分再開

○木藤委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開します。

午前中、消防本部、総合病院、会計課、議会事務局、午後は産業部の審査は終了しました。

例のごとく報告書をまとめるに当たりまして委員の御意見をお聞きしたいと思います。

意見がございましたら、伊藤委員。

○伊藤委員 東議員が質問された件なんですけども、農業委員会が放棄田について一番悪質な放置田については何ら手当てをしていないということを言われましたけども、その放置田に対して、もうどうにも農地に回復せんようなやつこそ解決してもらわなったら住民が一番困っとんですから、そこをしっかりと指摘しておいてもらいたいと思います。

○木藤委員長 よくわかりました。

ほかにございますか。

東委員。

○東委員 同じ産業部なんですけども、今最後に私作業道のことを聞きましたけども、2万メートルほど23年度はやっていますけども、とにかく作業道の整備、これが、特に着目をするように指摘をしたいと思います。乱暴な作業道はちょっとぐあい悪いんやけど。

○木藤委員長 ないようでございましたら、委員会第3日目の日程は終了しました。

第4日目は9月20日午前9時から、ちょうど午前中になりますけども、教育委員会が該当しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、これで散会します。

御苦労さんでございました。

(午後 2時23分 散会)